債券内容説明書

令和８年10月９日現在

第170回・第171回・第172回・第173回
福岡北九州高速道路債券

福岡北九州高速道路公社

１．本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「第 170 回・第 171 回・第 172 回・第 173 回福岡北九州高速道路債券」（以下「本債券」という。）は、地方道路公社法（昭和 45 年 5 月 20 日法律第 82 号。以下「公社法」という。）第 27 条の 2 に基づき、福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）が発行する債券です。

２．本債券は福岡県、福岡市、北九州市の三つの地方公共団体（以下「設立団体」という。）が分担して債務保証している公募債券です。

詳細については、本説明書 3、8、13、18、38～39 ページをご参照ください。

３．本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に関する投資家の投資判断に資するために、公社の事業及び財務の内容について、公社法第 26 条第 1 項に定める財務諸表及び決算報告書をもとに公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく発行届出目論見書ではありません。

また、本説明書においては、保証体である設立団体にかかる開示はなされておりません。

その他本債券の詳細については、本債券の発行に際して作成される募集要項を併せてご覧ください。

４．公社の財務諸表は、公社法、同法施行規則（昭和 45 年 8 月 14 日建設省令第 21 号）及び福岡北九州高速道路公社会計規程（以下「公社会計規程」という。）並びに福岡北九州高速道路公社会計規程実施細則に基づき作成され、公社法第 26 条第 2 項で規定する公社監事による意見を付した上で、設立団体の長に提出しているものです。

なお、上記の財務諸表には金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明は受けておりません。

【本説明書に関するお問い合わせ先】
福岡市東区東浜二丁目 7 番 53 号
福岡北九州高速道路公社
総務部　財務課
電話番号　092－631－3289

目　　次

第一部　証券情報 ---------- 1
第１　募集要項 ---------- 2
１　新規発行債券(4年債) ---------- 2
２　債券の引受け及び債券に関する事務(4年債) ---------- 6
３　新規発行債券(5年債) ---------- 7
４　債券の引受け及び債券に関する事務(5年債) ---------- １１
５　新規発行債券(8年債) ---------- １２
６　債券の引受け及び債券に関する事務(8年債) ---------- １６
７　新規発行債券(10年債) ---------- １７
８　債券の引受け及び債券に関する事務(10年債) ---------- ２１
９　新規発行による手取金の使途 ---------- ２２

第二部　法人情報 ---------- ２３
第１　法人の概況 ---------- ２４
１　主要な経営指標等の推移 ---------- ２４
２　沿革 ---------- ２６
３　事業の内容 ---------- ２８
４　関連会社の状況 ---------- ３９
５　職員の状況 ---------- ３９
第２　事業の状況 ---------- ４０
１　事業実績の概要 ---------- ４０
２　生産、受注及び販売の状況 ---------- ４２
３　対処すべき課題 ---------- ４３
４　事業等のリスク ---------- ４５
５　経営上の重要な契約等 ---------- ４５
６　技術研究活動 ---------- ４５
７　財政状態及び経営成績の分析 ---------- ４６
第３　設備の状況 ---------- ４８
１　設備の概要 ---------- ４８
２　主な設備の状況 ---------- ４９
３　設備の新設、除却等の計画 ---------- ５０
第４　法人の状況 ---------- ５２
１　基本金の推移 ---------- ５２
２　役員の状況 ---------- ５２
３　コーポレート・ガバナンスの状況 ---------- ５３
第５　経理の状況 ---------- ５４
１　財務諸表の作成方法 ---------- ５４
２　監査証明 ---------- ５４
３　財務諸表等 ---------- ５５

（注）1. 本説明書の数値は、特に記載がない限り、令和8年3月31日現在のものです。
2. 公社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの期間です。「令和7事業年度」とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度をいい、その他の表記もその例にならいます。また、「当事業年度」とは、令和9年3月31日に終了する予定の令和8事業年度をいいます。
3. 本説明書においては、原則として金額については単位未満を、比率（%）については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
したがって、合計欄の数値は、内訳を集計した数値と一致しないものがあります。

第一部　証券情報

第１　募集要項

１　新規発行債券（4 年債）

銘　　柄	第 170 回福岡北九州 高速道路債券	債 券 の 総 額	4,000 百万円
記名・無記名の別	―	発行価額の総額	4,000 百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申　込　期　間	令和 8 年 10 月 9 日
発　行　価　格	額面 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利　　率	年 2.394％	払　込　期　日	令和 8 年 10 月 21 日
利　　払　　日	毎年 4 月 21 日 及び 10 月 21 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償　還　期　限	令和 12 年 10 月 21 日	振　替　機　関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和 9 年 4 月 21 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 4 月 21 日及び 10 月 21 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
償 還 の 方 法	1 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 12 年 10 月 21 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
担　　保	本債券には担保は付されておらず、又、本債券のために特に留保されている資産はない。		

<table>
<tr><td colspan="2">保　　証</td><td>本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体の議会議決（福岡県　令和８年３月24日議決、福岡市　令和８年３月27日議決、北九州市　令和８年３月25日議決）に基づき、設立団体が分担して保証する。なお、それぞれの保証の額は、次のとおりとする。
福岡高速道路　福岡県　356百万円
福岡市　356百万円
北九州高速道路　福岡県　1,644百万円
北九州市　1,644百万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財務上の特約</td><td>担保提供制限</td><td>該当事項なし（本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。）</td></tr>
<tr><td>その他の条項</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">取　得　格　付</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">摘　　要</td><td>1 振替債
本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

2 募集の受託会社
(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほ銀行とする。
(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに公社及び募集の受託会社との間の令和８年10月９日付第170回福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。
(4)募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする。
(5)株式会社福岡銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。

3 公告の方法
(1)公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公報及び北九州市公報にこれを公告する。

4 債券原簿の公示
公社は、公社本社内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</td></tr>
</table>

摘　　要	5 本債券の発行要項の変更 (1)公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。 (2)前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公社はその内容を公告する。ただし、公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。 6 本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2)債権者集会は、福岡県において行う。 (3)債権者集会は、公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (4)本債券総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5)債権者集会においては、債権者は、各債券の金額 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。 (6)債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不当の方法によって成立したとき ③決議が著しく不公正なとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8)債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9)本項(4)乃至(6)の規定は、公社の所有する本債券については、これを除外する。 (10)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。 (11)本項の手続に要する合理的な費用は公社の負担とする。

摘　　要	7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 8 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

２　債券の引受け及び債券に関する事務（4 年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住　　所	引受金額	引受けの条件
	大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 1,400 1,300 1,300	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本債券の引受手数料は額面100円につき金20銭とする。
	計	―	4,000	―
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住　　所		
	株式会社福岡銀行 株式会社みずほ銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3　新規発行債券（5年債）

銘柄	第171回福岡北九州高速道路債券	債券の総額	3,000百万円
記名・無記名の別	―	発行価額の総額	3,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和8年10月9日
発行価格	額面100円につき金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年2.561%	払込期日	令和8年10月21日
利払日	毎年4月21日 及び10月21日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償還期限	令和13年10月21日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和9年4月21日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年4月21日及び10月21日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
償還の方法	1 償還金額 額面100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、令和13年10月21日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
担保	本債券には担保は付されておらず、又、本債券のために特に留保されている資産はない。		

<table>
<tr><td colspan="2">保　　証</td><td>本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体の議会議決（福岡県　令和８年３月24日議決、福岡市　令和８年３月27日議決、北九州市　令和８年３月25日議決）に基づき、設立団体が分担して保証する。なお、それぞれの保証の額は、次のとおりとする。
福岡高速道路　福岡県　261百万円
福岡市　261百万円
北九州高速道路　福岡県　1,239百万円
北九州市　1,239百万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財務上の特約</td><td>担保提供制限</td><td>該当事項なし（本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。）</td></tr>
<tr><td>その他の条項</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">取　得　格　付</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">摘　　要</td><td>1 振替債
本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

2 募集の受託会社
(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほ銀行とする。
(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに公社及び募集の受託会社との間の令和８年10月９日付第171回福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。
(4)募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする。
(5)株式会社福岡銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。

3 公告の方法
(1)公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公報及び北九州市公報にこれを公告する。

4 債券原簿の公示
公社は、公社本社内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</td></tr>
</table>

摘　　要	5 本債券の発行要項の変更 (1)公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。 (2)前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公社はその内容を公告する。ただし、公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。 6 本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2)債権者集会は、福岡県において行う。 (3)債権者集会は、公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (4)本債券総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5)債権者集会においては、債権者は、各債券の金額 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。 (6)債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不当の方法によって成立したとき ③決議が著しく不公正なとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8)債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9)本項(4)乃至(6)の規定は、公社の所有する本債券については、これを除外する。 (10)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。 (11)本項の手続に要する合理的な費用は公社の負担とする。

摘　　要	7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 8 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

４　債券の引受け及び債券に関する事務（5 年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住　　所	引受金額	引受けの条件
	大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	百万円 1,000 1,000 1,000	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本債券の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。
	計	―	3,000	―
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住　　所		
	株式会社福岡銀行 株式会社みずほ銀行	福岡市中央区天神二丁目13番１号 東京都千代田区大手町一丁目５番５号		

５　新規発行債券（8 年債）

銘　　柄	第 172 回福岡北九州 高速道路債券	債 券 の 総 額	1,300 百万円
記名・無記名の別	―	発行価額の総額	1,300 百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申　込　期　間	令和 8 年 10 月 9 日
発　行　価　格	額面 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利　　率	年 3.000％	払　込　期　日	令和 8 年 10 月 21 日
利　　払　　日	毎年 4 月 21 日 及び 10 月 21 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償　還　期　限	令和 16 年 10 月 20 日	振　替　機　関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和 9 年 4 月 21 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 4 月 21 日及び 10 月 21 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
償 還 の 方 法	1 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 16 年 10 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
担　　保	本債券には担保は付されておらず、又、本債券のために特に留保されている資産はない。		

<table>
<tr><td colspan="2">保　　証</td><td>本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体の議会議決（福岡県　令和８年３月24日議決、福岡市　令和８年３月27日議決、北九州市　令和８年３月25日議決）に基づき、設立団体が分担して保証する。なお、それぞれの保証の額は、次のとおりとする。
福岡高速道路　福岡県　116百万円
福岡市　116百万円
北九州高速道路　福岡県　534百万円
北九州市　534百万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財務上の特約</td><td>担保提供制限</td><td>該当事項なし（本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。）</td></tr>
<tr><td>その他の条項</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">取　得　格　付</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">摘　　要</td><td>1 振替債
本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

2 募集の受託会社
(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほ銀行とする。
(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに公社及び募集の受託会社との間の令和８年10月９日付第172回福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。
(4)募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする。
(5)株式会社福岡銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。

3 公告の方法
(1)公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公報及び北九州市公報にこれを公告する。

4 債券原簿の公示
公社は、公社本社内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</td></tr>
</table>

摘　　要	5 本債券の発行要項の変更 (1)公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。 (2)前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公社はその内容を公告する。ただし、公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。 6 本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2)債権者集会は、福岡県において行う。 (3)債権者集会は、公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (4)本債券総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5)債権者集会においては、債権者は、各債券の金額 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。 (6)債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不当の方法によって成立したとき ③決議が著しく不公正なとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8)債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9)本項(4)乃至(6)の規定は、公社の所有する本債券については、これを除外する。 (10)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。 (11)本項の手続に要する合理的な費用は公社の負担とする。

摘　　要	7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 8 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

６　債券の引受け及び債券に関する事務（8 年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住　　所	引受金額	引受けの条件
	大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 500 400 400	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
	計	―	1,300	―
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住　　所		
	株式会社福岡銀行 株式会社みずほ銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

7　新規発行債券（10年債）

銘柄	第173回福岡北九州高速道路債券	債券の総額	1,200百万円
記名・無記名の別	―	発行価額の総額	1,200百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和8年10月9日
発行価格	額面100円につき金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年3.256%	払込期日	令和8年10月21日
利払日	毎年4月21日及び10月21日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和18年10月21日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和9年4月21日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年4月21日及び10月21日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
償還の方法	1 償還金額 額面100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和18年10月21日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8　元利金の支払」記載のとおり。		
担保	本債券には担保は付されておらず、又、本債券のために特に留保されている資産はない。		

<table>
<tr><td colspan="2">保　　証</td><td>本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体の議会議決（福岡県　令和８年３月24日議決、福岡市　令和８年３月27日議決、北九州市　令和８年３月25日議決）に基づき、設立団体が分担して保証する。なお、それぞれの保証の額は、次のとおりとする。
福岡高速道路　福岡県　182百万円
福岡市　182百万円
北九州高速道路　福岡県　418百万円
北九州市　418百万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財務上の特約</td><td>担保提供制限</td><td>該当事項なし（本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。）</td></tr>
<tr><td>その他の条項</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">取　得　格　付</td><td>該当事項なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">摘　　要</td><td>1 振替債
本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

2 募集の受託会社
(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほ銀行とする。
(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに公社及び募集の受託会社との間の令和８年10月９日付第173回福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。
(4)募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする。
(5)株式会社福岡銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。

3 公告の方法
(1)公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公報及び北九州市公報にこれを公告する。

4 債券原簿の公示
公社は、公社本社内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</td></tr>
</table>

摘　　要	5 本債券の発行要項の変更 (1)公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。 (2)前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公社はその内容を公告する。ただし、公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。 6 本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2)債権者集会は、福岡県において行う。 (3)債権者集会は、公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (4)本債券総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5)債権者集会においては、債権者は、各債券の金額 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。 (6)債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不当の方法によって成立したとき ③決議が著しく不公正なとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8)債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9)本項(4)乃至(6)の規定は、公社の所有する本債券については、これを除外する。 (10)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。 (11)本項の手続に要する合理的な費用は公社の負担とする。

摘　　要	7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 8 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

８　債券の引受け及び債券に関する事務（10 年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住　　所	引受金額	引受けの条件
	大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 東京都千代田区大手町一丁目５番１号 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	百万円 400 400 400	１ 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 ２ 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
	計	―	1,200	―
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住　　所		
	株式会社福岡銀行 株式会社みずほ銀行	福岡市中央区天神二丁目13番１号 東京都千代田区大手町一丁目５番５号		

９　新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
9,500,000,000 円	27,000,000 円	9,473,000,000 円

(注) 上記金額は、第 170 回、第 171 回、第 172 回及び第 173 回福岡北九州高速道路債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 9,473,000,000 円は、令和 8 年 10 月に、公社法第 21 条第 1 項及び福岡北九州高速道路公社定款（以下「定款」という。）第 13 条第 1 項に定める道路の新設及び改築事業等に要する資金（以下「建設資金」という。）並びに借換資金の支出にその全額を充当します。なお、福岡高速道路にかかる支出への充当額は 1,824,000,000 円、北九州高速道路にかかる支出への充当額は 7,649,000,000 円です。

第二部　　法人情報

第１　法人の概況

１ 主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

決算年度		令和3事業年度	令和4事業年度	令和5事業年度	令和6事業年度	令和7事業年度
経常収益		56,004	59,867	61,358	61,556	62,547
	福岡高速道路	39,877	42,941	44,223	44,410	45,214
	北九州高速道路	16,127	16,926	17,135	17,146	17,333
道路料金収入等	*1	55,531	59,232	60,750	60,806	61,834
	福岡高速道路	39,619	42,527	43,890	44,015	44,796
	北九州高速道路	15,911	16,706	16,860	16,791	17,038
事業資産管理費	*2	16,762	19,921	18,591	21,672	21,092
	福岡高速道路	11,965	14,612	13,230	15,793	14,169
	北九州高速道路	4,797	5,309	5,361	5,879	6,923
償還準備金繰入	*3	31,624	32,172	35,137	32,159	33,744
	福岡高速道路	23,024	23,388	26,045	23,614	26,057
	北九州高速道路	8,600	8,784	9,093	8,545	7,687
支払利息	*4	3,226	2,975	2,842	2,694	2,532
事業資産	*5	1,281,334	1,282,721	1,288,073	1,295,604	1,311,233
	福岡高速道路	905,024	906,590	909,046	911,692	924,625
	北九州高速道路	376,310	376,132	379,027	383,912	386,608
有利子負債残高	*6	382,399	359,470	339,481	322,655	295,394
	福岡高速道路	228,925	213,119	198,126	185,082	164,552
	北九州高速道路	153,474	146,351	141,355	137,573	130,843
償還準備金	*7	591,589	623,762	658,899	691,058	724,802
	福岡高速道路	473,551	496,939	522,984	546,598	572,655
	北九州高速道路	118,038	126,822	135,915	144,460	152,147
基本金	*8	224,733	225,057	225,593	226,497	227,523
純資産額	*9	225,887	226,235	226,780	227,680	228,743
総資産額		1,300,865	1,308,132	1,328,912	1,340,430	1,353,399
職員定数		176人	196人	205人	206人	211人

（注）一部の経営指標につき、福岡高速道路と北九州高速道路の内訳を記載しています。
なお、公社は高速道路別の区分経理は実施しておらず、又、関係法令上も求められていません。

【経営指標の説明】

*1　道路料金収入等＝道路料金収入（道路の通行料金収入）＋ＥＴＣマイレージ還元負担金収入

*2　事業資産管理費（駐車場部門を除く）＝道路の維持補修＋料金収受＋交通管理等の直接経費

*3　償還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と利息を含む費用の差（収支差）
詳細は、本説明書46ページをご参照下さい。

*4　支払利息＝債券利息＋証書借入金利息＋借入金利息
（特別転貸債、地方公共団体金融機構借入金、市中銀行等借入金）

*5　事業資産＝道路資産（営業中道路の価額）

*6　有利子負債残高＝道路債券＋特別転貸債＋地方公共団体金融機構借入金＋長期借入金
（証書借入金）

*7　償還準備金＝償還準備金繰入の累計

*8　基本金＝地方公共団体（設立団体）の出資金

*9　純資産額＝基本金＋剰余金

（参考）福岡北九州高速道路事業における主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

決算年度		令和3事業年度	令和4事業年度	令和5事業年度	令和6事業年度	令和7事業年度
営業中道路に係る収益	*10	55,744	59,599	60,992	61,084	62,117
福岡高速道路		39,743	42,804	44,039	44,169	44,973
北九州高速道路		16,001	16,795	16,952	16,915	17,144
営業中道路に係る費用	*11	24,120	27,427	25,855	28,925	28,373
福岡高速道路		16,720	19,416	17,995	20,555	18,916
北九州高速道路		7,401	8,010	7,860	8,370	9,457
償還準備金繰入	*3	31,624	32,172	35,137	32,159	33,744
福岡高速道路		23,024	23,388	26,045	23,614	26,057
北九州高速道路		8,600	8,784	9,093	8,545	7,687
収支率	*12	43.3%	46.0%	42.4%	47.4%	45.7%
福岡高速道路		42.1%	45.4%	40.9%	46.5%	42.1%
北九州高速道路		46.3%	47.7%	46.4%	49.5%	55.2%
道路価額	*13	1,274,444	1,275,832	1,281,184	1,288,715	1,304,344
福岡高速道路		902,710	904,277	906,733	909,378	922,311
北九州高速道路		371,734	371,556	374,451	379,336	382,032
償還準備金	*7	591,589	623,762	658,899	691,058	724,802
福岡高速道路		473,551	496,939	522,984	546,598	572,655
北九州高速道路		118,038	126,822	135,915	144,460	152,147
償還率	*14	46.4%	48.9%	51.4%	53.6%	55.6%
福岡高速道路		52.5%	55.0%	57.7%	60.1%	62.1%
北九州高速道路		31.8%	34.1%	36.3%	38.1%	39.8%

（注）経営指標につき、福岡高速道路と北九州高速道路の内訳を記載しています。
なお、公社は高速道路別の区分経理は実施しておらず、又、関係法令上も求められていません。

【経営指標の説明】

*10　営業中道路に係る収益＝道路料金収入等＋（道路部門の）業務収入の業務雑収入＋ＥＴＣマイレージ引当金戻入＋（道路部門の）業務外収益

*11　営業中道路に係る費用
＝道路管理費＋一般管理費(道路管理部門の一般管理費・退職給与引当金繰入・減価償却費)＋営業中道路に係る利息等(業務外費用)＋道路事業損失補てん引当金繰入

*12　収支率＝営業中道路に係る費用／営業中道路に係る収益×100

*13　道路価額＝道路資産－資産見返交付金

*14　償還率＝償還準備金／道路価額×100

2 沿 革

（令和８年９月１日現在）

年　月	事　項
昭和 44 年　6 月	「福岡県幹線道路協議会」が発足し、都市高速道路の計画立案に着手
昭和 45 年　1 月	「福岡北九州都市高速道路建設促進期成会」発足
5 月	地方道路公社法公布・施行
12 月	福岡県土木部に「都市高速道路建設準備室」を設置
昭和 46 年　10 月	福岡北九州高速道路公社設立を議決（福岡県議会・福岡市議会・北九州市議会）
10 月	福岡北九州高速道路公社設立の設立認可申請・同認可
10 月	福岡県、福岡市、北九州市において福岡北九州都市高速道路の都市計画を決定
11 月	「福岡北九州高速道路公社」が発足
昭和 55 年　3 月	北九州事務所完成移転
4 月	福岡事務所完成移転
10 月	北九州高速1～3号線　篠崎北～日明間3.7㎞開通　普通車料金150円
10 月	福岡高速1号線　香椎～東浜間5.9㎞開通　普通車料金200円
昭和 58 年　10 月	福岡高速1号線　東浜～築港間1.5㎞開通　総延長7.4㎞　普通車料金350円
10 月	北九州高速1号線　篠崎北～若園間3.2㎞開通　総延長6.9㎞　普通車料金350円
昭和 61 年　4 月	福岡高速2号線　千鳥橋JCT～呉服町間0.8㎞開通　総延長8.2㎞
7 月	「北九州高速道路採算検討委員会」を設置
12 月	北九州高速1号線　若園～横代間2.0㎞開通　総延長8.9㎞
昭和 62 年　11 月	福岡高速1号線　築港～天神間1.0㎞開通　総延長9.2㎞　普通車料金400円
昭和 63 年　5 月	北九州高速道路採算検討委員会から「経営改善等について」の提言を受ける
10 月	福岡高速1号線　天神北～西公園間2.1㎞開通　総延長11.3㎞
12 月	北九州高速1号線　愛宕JCT～下到津間1.1㎞開通　総延長10.0㎞
平成 元年　3 月	福岡高速1号線　西公園～百道間・2号線　呉服町～榎田間・3号線　豊JCT～空港通間5.2㎞開通　総延長16.5㎞　普通車料金500円
8 月	北九州高速2号線　日明～戸畑間2.8㎞開通　総延長12.8㎞
	北九州高速　消費税(3%)導入に伴う料金改定　普通車料金360円
10 月	福岡高速　消費税(3%)導入に伴う料金改定　普通車料金510円
平成 2 年　3 月	北九州高速2号線　戸畑～若戸間・東港JCT～小倉駅北間1.0㎞開通　総延長13.8㎞
5 月	北九州道路等の引渡しに関する基本協定、細目協定の締結
平成 3 年　3 月	一体化実施(北九州高速4号線として)春日～馬場山間31.8㎞開通　総延長45.6㎞
	暫定的に区間料金制を導入　普通車料金150円～360円
平成 5 年　4 月	北九州高速　料金改定　全線均一料金　普通車360円
4 月	福岡高速1号線　香椎東～香椎間0.9㎞開通　総延長17.4㎞
平成 6 年　4 月	福岡高速2号線　榎田～月隈北間2.8㎞開通　総延長20.2㎞
平成 7 年　9 月	北九州高速4号線　山路出入口開通
10 月	北九州高速　料金改定　普通車450円
平成 11 年　3 月	福岡高速2号線　月隈～水城(太宰府IC)間・福岡高速4号線　貝塚JCT～粕屋間10.8㎞開通　総延長31.0㎞　償還期間を30年から40年に延長
平成 12 年　3 月	福岡高速　料金改定　普通車料金550円
6 月	北九州高速　償還期間を30年から40年に延長
7 月	北九州高速1号線　長野～横代間1.5㎞開通　総延長47.1㎞
10 月	北九州高速　柴川JCTの改良工事(分岐部分の2車線化)が完了
11 月	北九州高速　料金改定　普通車500円
11 月	福岡高速4号線　貝塚JCT(渡り線)0.5㎞開通　総延長31.5㎞
平成 13 年　7 月	北九州高速5号線　枝光～大谷JCT間2.4㎞開通　総延長49.5㎞
10 月	福岡高速1号線　百道～福重間5.3㎞開通　総延長36.8㎞
平成 14 年　3 月	福岡高速4号線　粕屋～福岡IC間1.9㎞開通　総延長38.7㎞
11 月	福岡県の公社等外郭団体改革指針に基づき「経営改善計画」を策定

平成 15 年	2 月	北九州高速4号線　大蔵トンネル拡幅工事完成
	5 月	福岡高速5号線　月隈北～板付間2.7㎞開通　総延長41.4㎞　普通車料金600円
平成 16 年	6 月	福岡高速5号線　板付～野多目間2.9㎞開通　総延長44.3㎞
平成 18 年	1 月	北九州高速　償還期間を40年から50年に延長
	2 月	北九州高速1号線　小倉東IC連結
	3 月	北九州高速4号線　金剛入口開通
	3 月	福岡高速5号線　野多目～堤間4.4㎞開通　総延長48.7㎞
	4 月	福岡高速全線　ETC運用開始
	12 月	福岡高速道路　回数通行券の販売停止
平成 20 年	4 月	福岡高速5号線　堤～野芥間3.1㎞開通　総延長51.8㎞
	11 月	北九州高速全線　ETC運用開始
平成 21 年	3 月	福岡高速道路　上部工耐震工事完了
	3 月	北九州高速4号線　大規模補修工事完了
	7 月	北九州高速道路　回数通行券の販売停止
平成 22 年	12 月	北九州高速5号線　東田出入口開通
平成 23 年	2 月	福岡高速5号線　野芥～福重間4.1㎞開通　総延長55.9㎞
平成 24 年	7 月	福岡高速環状線の全通　総延長56.8㎞　償還期間を40年から47年に延長
平成 26 年	4 月	消費税率(8%)引き上げに伴う料金改定　福岡高速　普通車料金620円 北九州高速　普通車料金510円
平成 27 年	3 月	都市計画道路自動車専用道路アイランドシティ線及び福岡空港関連の自動車専用道路に関する三者(福岡県、福岡市及び公社)合意
令和 元年	10 月	消費税率(10%)引き上げに伴う料金改定　福岡高速　普通車料金630円 北九州高速　普通車料金520円
令和 3 年	3 月	福岡高速6号線　香椎浜JCT.～アイランドシティ間2.5㎞開通　総延長　59.3㎞
	5 月	国土交通大臣　整備計画変更を許可（福岡高速）
	7 月	福岡高速3号線　豊～下臼井地区工事開始
令和 4 年	3 月	北九州高速　償還期間を50年から60年に延長
令和 5 年	1 月	国土交通大臣　整備計画変更を許可（北九州高速）
	4 月	北九州高速5号線　戸畑～枝光間工事開始
令和 7 年	3 月	北九州高速5号線　牧山～枝光間2.7㎞開通　総延長　52.2㎞

３　事業の内容

(1)　公社の概要

①　設立の経緯とその目的

公社は、福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路（道路整備特別措置法（昭和 31 年 3 月 14 日法律第 7 号。以下「特措法」という。）第 12 条第 1 項に規定する指定都市高速道路をいう。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立されました。

福岡市及び北九州市においては、昭和 41 年から街路高能率化調査と総合都市交通体系調査が継続して行われてきましたが、その中で都市高速道路と地下鉄、モノレール等の高速鉄道の必要性が議論され始めました。

その後、昭和 44 年 6 月に、建設省九州地方建設局、福岡県、福岡市、北九州市及び旧日本道路公団福岡支社の五者で福岡県幹線道路協議会が発足し、都市高速道路計画の計画立案にあたっての諸問題について本格的に検討が進められました。一方、地元では人口の都市集中と加速度的に増大する自動車交通需要に対処するための都市高速道路の必要性が認識され、有識者、知事、両市長及び両市の議会の代表者で福岡北九州都市高速道路建設促進期成会が結成され、都市高速道路建設を促進する運動が繰り広げられてきました。

昭和 45 年 5 月 20 日に公社法が施行されるに及び、福岡県、福岡市及び北九州市の三者が一体となって地方道路公社を設立し、事業の推進を図る方向での準備が進められました。

これを受けて、昭和 45 年 12 月、福岡県土木部に都市高速道路建設準備室が設けられ、地方道路公社の設立と高速道路の計画立案が具体的に取り組まれることとなりました。

こうして昭和 46 事業年度政府予算に、福岡市及び北九州市に都市高速道路を建設するための予算 5 億円が計上され、昭和 46 年 11 月 1 日、福岡県、福岡市及び北九州市の出資により、これら三者が設立団体となって公社が設立され、現在に至っています。

②　業務の範囲

公社の業務範囲は、公社法に基づき定款第 13 条で定められています。

ア　福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。

イ　国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社又は他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、「ア」の指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第 3 条に規定する道路をいう。以下「オ」において同じ。）の管理を行うこと。

ウ　「ア」に掲げる地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

エ　「ア～ウ」に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

オ　「ア～エ」の業務の遂行に支障のない範囲で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

カ　福岡県知事の認可を受けて、「ア」の道路の新設、又は改築と一体として建設することが適当であると

認められる事務所、店舗、倉庫その他地方道路公社法施行令（昭和 45 年政令第 202 号）第 5 条に定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。

キ　福岡県知事の認可を受けて、委託に基づき、「ア」の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

ク　福岡県知事の認可を受けて、「カ」及び「キ」に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

③　公社と類似の公社との違い

福岡県道路公社は、公社法第 5 条、第 8 条、第 9 条及び特措法第 10 条の規定により、福岡県の区域及びその周辺地域において、有料道路の新設、管理を行っており、福岡県が設立しています。

一方、公社が建設している指定都市高速道路は、公社法第 5 条、第 8 条、第 9 条及び特措法第 12 条の規定により、人口 50 万以上の区域及びその周辺の地域に新設される道路であり、自動車専用道路のみで一つのネットワークを構成し、主として地域的な交通処理を目的としています。

(2)　日本政府及び設立団体との関係について

①　公社法に基づく主な認可、承認等

ア　定款及び業務方法書の認可等（公社法第 5 条、第 9 条及び第 22 条）

公社は、昭和 46 年 10 月に設立団体の議決を経て、同年同月に建設大臣の認可を受け、翌 11 月に設立されています。

又、定款及び業務方法書の変更についても、国土交通大臣の認可を受けることが必要とされています。

イ　役員の任命（公社法第 13 条）

公社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

ウ　予算、事業計画及び資金計画（公社法第 24 条）

各事業年度における予算、事業計画及び資金計画については、当該事業年度開始前に設立団体の長の承認を受けることが必要とされています。

エ　財務諸表の提出（公社法第 26 条）

毎事業年度の財務諸表を決算完結後 2 か月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、設立団体の長は地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項に基づき、公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

オ　報告及び検査（公社法第 38 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又は検査することができるとされています。

カ　監督命令（公社法第 39 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができるとされています。

②　設立団体による監査

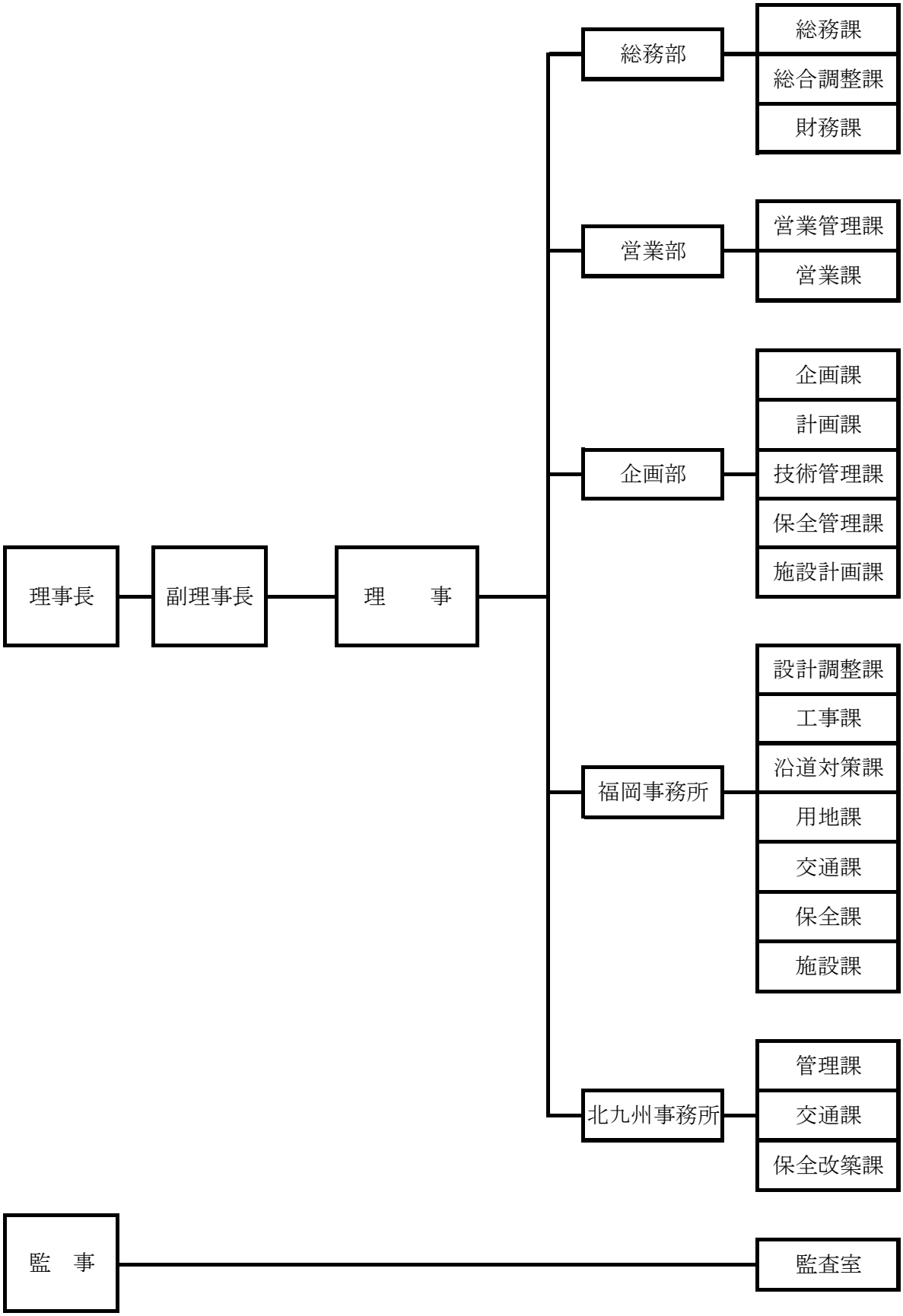
ア　公社は、地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、設立団体の監査委員による監査を受けています。

（定期：福岡県 1 回/2 年、福岡市 1 回/3、4 年、北九州市 1 回/3 年）

イ　公社は、地方自治法第 252 条の 37 に基づき、設立団体の包括外部監査人による監査を受けています。

（不定期：福岡県直近では令和 5 事業年度）

(3) 組織（令和8年9月1日現在）



(4) 事業の概要

① 主な業務

設立目的を達成するため、公社は次の業務を行っています。

ア 指定都市高速道路の新設、改築、維持管理

イ 高速道路と密接な関連のある道路の建設、管理

ウ 高架下施設の管理

② 整備計画事業費

福岡北九州高速道路の整備計画事業費（建設及び改築事業費）は、福岡高速道路 9,403 億円、北九州高速道路 4,004 億円が計画されています。

本事業は、国からの無利子貸付金、福岡県、福岡市及び北九州市からの出資金及び民間からの借入等でまかなっております。

【福岡高速道路】

ア 整備計画許可日　第 15 回整備計画変更　令和 3 年 5 月 19 日

イ 主な変更内容　福岡高速 3 号線（空港線）延伸の新規組み入れ
事業費 8,871 億円を 9,403 億円に増額
料金据え置き
完成予定年度　令和 2 事業年度から令和 12 事業年度に変更

（単位：億円）

全体事業費	令和 7 事業年度までの事業費	令和 8 事業年度	残額
9,403	9,021	38	345
(100%)	(95.9%)	(0.4%)	(3.7%)

※端数処理の関係上、合計において合致しない場合があります。

【北九州高速道路】

ア 整備計画許可日　第 12 回整備計画変更　令和 5 年 1 月 23 日

イ 主な変更内容　北九州高速耐震補強及び北九州高速 5 号線延伸（戸畑枝光線）の新規組み入れ
事業費 3,600 億円を 4,004 億円に増額
料金据え置き
完成年度　平成 20 事業年度から令和 21 事業年度に変更

（単位：億円）

全体事業費	令和 7 事業年度までの事業費	令和 8 事業年度	残額
4,004	3,652	17	335
(100%)	(91.2%)	(0.4%)	(8.4%)

※端数処理の関係上、合計において合致しない場合があります。

（注） 福岡高速道路及び北九州高速道路においては、料金制度として「密接関連プール制」が採用されています。

特措法施行令（昭和 31 年 10 月 25 日政令第 319 号）第 8 条において、指定都市高速道路に係る料金の額は「自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路で国土交通大臣が定めるものごとに、料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該密接関連指定都市高速道路に係る前条第 2 項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間において徴収することとなる当該密接関連指定都市高速道路に係る割増金、

占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の額、当該密接関連指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費の一部として国又は地方公共団体から受けることとなる補助に係る額その他得ることとなる当該密接関連指定都市高速道路に係る公社法第 21 条第 1 項の業務に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。」とされており、福岡高速道路及び北九州高速道路については、それぞれ別個のプールが構成されています。

なお、プール制とは路線内の収支を合算する制度のことです。福岡高速道路及び北九州高速道路はそれぞれの高速道路内に存する各路線の収支を合算して別個のプールとしていることから、両高速道路間の収支は別計算になっています。

③ 料金認可

福岡高速道路・北九州高速道路の新規供用に際して料金を徴収するためには、特措法により「料金及び料金徴収期間」について、道路管理者の同意を得た後、国土交通大臣の認可が必要とされています。

【福岡高速道路】

ア	料金の額	普通車 630 円・大型車 1,260 円
イ	認可対象延長距離	59.3km
ウ	認可年月日	令和 5 年 1 月 24 日
エ	換算起算日	平成 11 年 4 月 17 日
オ	償還満了日	令和 27 年 7 月 11 日
カ	償還期間	昭和 55 年 10 月 20 日（最初の供用日）から 64 年 9 か月 ［換算起算日から 47 年］

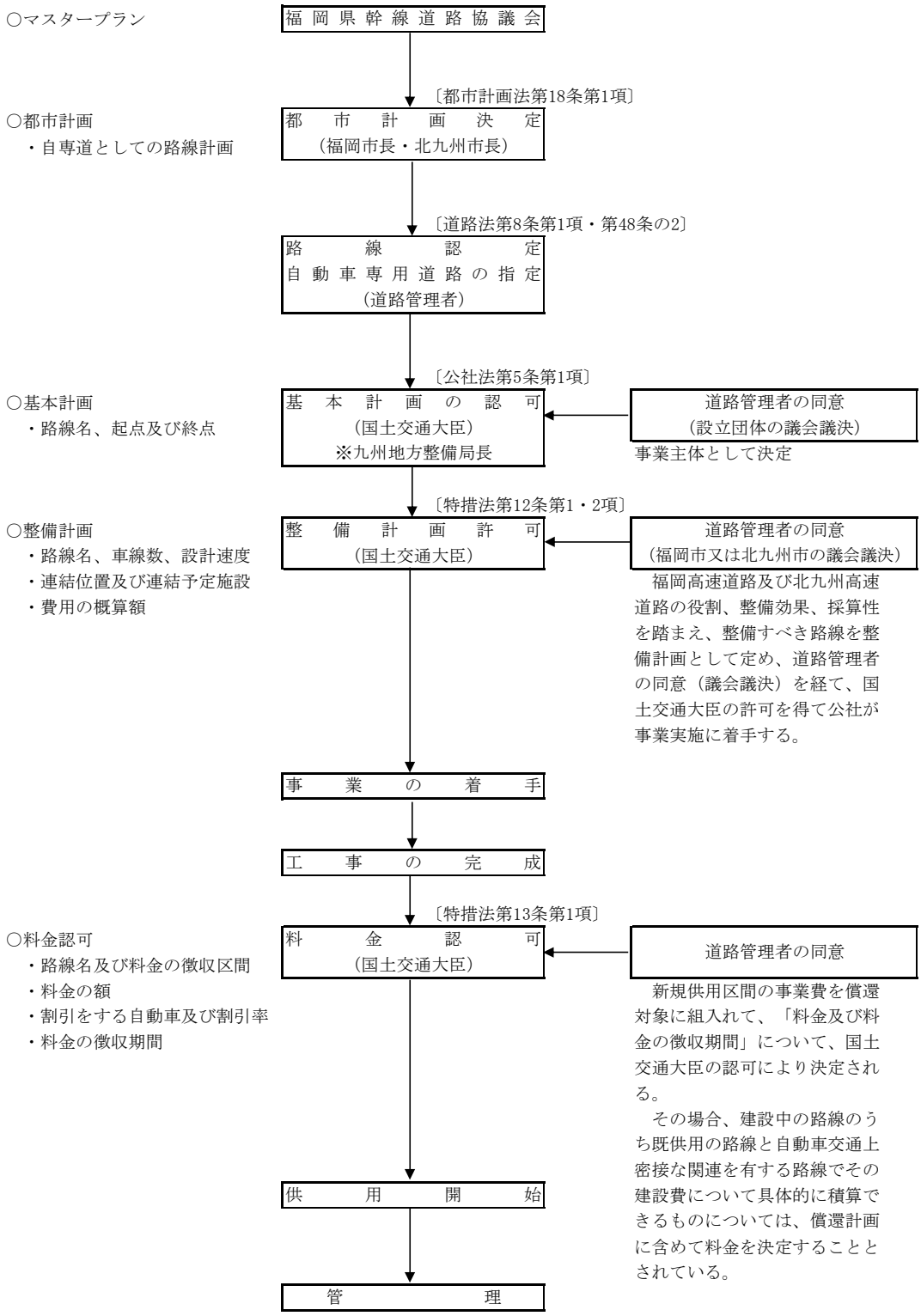
【北九州高速道路】

ア	料金の額	普通車 520 円・大型車 1,050 円
イ	認可対象延長距離	52.2km
ウ	認可年月日	令和 7 年 1 月 17 日
エ	換算起算日	平成 5 年 10 月 2 日
オ	償還満了日	令和 35 年 10 月 2 日
カ	償還期間	昭和 55 年 10 月 20 日（最初の供用日）から 72 年 11 か月 ［換算起算日から 60 年］

（注） 換算起算日とはこれまでの開通区間の事業費を勘案したネットワーク全体の平均的な開通日のことです。

(5)　事業の流れ

一般的な事業計画から供用開始、管理までの事業フロー



※公社法第41条の2に基づき国土交通大臣の権限は地方整備局長に委任することができる。
※公社法施行規則第22条に基づき国土交通大臣の権限は地方整備局長に委任されている。

(6)　福岡・北九州高速道路ネットワーク

（令和8年9月1日現在）

北九州高速道路
道路延長:54.7km
（営業延長：52.2km、事業中延長:2.5km）

福岡高速道路
道路延長:60.5km
（営業延長:59.3km、事業中延長:1.2km）



⑺　福岡高速３号線

①　目的

福岡高速３号線は、福岡高速２号線から福岡空港方面へ向かう自動車専用道路であり、既存の福岡高速３号線から、福岡市博多区東光二丁目付近～福岡市博多区大字下臼井付近の延長1.8㎞を延伸し、福岡市南部地域や太宰府 IC 方面からの国内線旅客ターミナルへのアクセス強化と空港口交差点をはじめとする福岡空港周辺道路の混雑緩和を図ります。

②　自動車専用道路の概要

ア　自動車専用道路の名称　　福岡高速３号豊下臼井線

イ　都市計画決定権者及び事業者

都市計画決定権者：福岡市

事業者：福岡北九州高速道路公社

ウ　計画概要

延長：1.8㎞　　幅員：19m　　車線数：４車線　　設計速度：60㎞/h　　道路の区分：第２種第２級

⑻　北九州高速５号線延伸（戸畑枝光線）

①　目的

北九州高速５号線は、北九州高速２号線（戸畑）と北九州高速４号線（大谷 JCT）を結ぶ自動車専用道路であり、既存の北九州高速５号線から、北九州市戸畑区大字戸畑付近～北九州市八幡東区東田五丁目付近の延長5.2㎞を延伸し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークを構築することで、円滑な物流・人流の支援と、災害に強い強靭なネットワークの形成を図ります。

②　自動車専用道路の概要

ア　自動車専用道路の名称　　北九州高速５号線

イ　都市計画決定権者及び事業者

都市計画決定権者：北九州市

事業者：有料道路事業　福岡北九州高速道路公社

街路事業　　北九州市

ウ　計画概要

延長：5.2㎞　　幅員：18m　　車線数：４車線　　設計速度：60㎞/h　　道路の区分：第２種第２級

（令和７年３月に牧山～枝光間が開通し、現在2.5㎞を事業中）

⑼　北九州高速１～４号線（耐震補強）

①　目的

全国の緊急輸送道路では、国土交通省の「熊本地震を踏まえた橋梁の耐震化」に基づき、耐震補強に取り組んでいます。北九州高速も緊急輸送道路に位置づけられており、災害時、その機能を十分に発揮するための耐震性能の確保を図ります。

(10)　資金調達の状況

①　借入金等の状況（令和７事業年度収入実績）

（単位：百万円）

資　　金　　名		福岡高速道路	北九州高速道路	合　　計
出　資　金 ※		858	168	1,026
借入金	道路債券	1,430	9,570	11,000
	特別転貸債	2,002	392	2,394
	地方公共団体金融機構借入金	0	0	0
	政府無利子貸付金　※	1,430	280	1,710
	証書借入金	0	3,190	3,190
	長期借入金　※	0	0	0
	短期借入金	0	0	0
	計	4,862	13,432	18,294
合　　計		5,720	13,600	19,320

(注)1　上記の道路債券、地方公共団体金融機構借入金、政府無利子貸付金及び証書借入金に対しては、設立団体が分担して債務保証をしています。

(注)2　※印の部分については、利息が付されていません。

②　借入金等の状況（令和７事業年度末残高）

（単位：百万円）

資　金　名		令和６事業年度末			令和７事業年度末		
		福岡高速道路	北九州高速道路	合　　計	福岡高速道路	北九州高速道路	合　　計
出　資　金 ※		168,437	58,060	226,497	169,295	58,228	227,523
借入金	道路債券	163,010	132,990	296,000	145,440	123,560	269,000
	特別転貸債	16,390	2,662	19,053	16,063	2,579	18,642
	地方公共団体金融機構借入金	349	113	462	167	70	237
	政府無利子貸付金　※	14,244	2,508	16,752	13,073	2,076	15,149
	証書借入金	5,333	1,807	7,140	2,882	4,634	7,516
	長期借入金　※	0	28,800	28,800	0	28,800	28,800
	短期借入金	0	0	0	0	0	0
	計	199,326	168,880	368,206	177,625	161,719	339,344
合　　計		367,763	226,940	594,703	346,920	219,946	566,866

(注)1　上記の道路債券、地方公共団体金融機構借入金、政府無利子貸付金及び証書借入金に対しては、設立団体が分担して債務保証をしています。

(注)2　※印の部分については、利息が付されていません。

【借入金等の説明】

借入金等の各項目に関する主な内容は以下のとおりです。

◇　出資金

公社は、公社法第 4 条により、従前から以下のとおりの割合で、その設立団体である福岡県、福岡市及び北九州市から事業費の一部を出資金として受け入れています。

設立団体別の出資割合

福岡県	（福岡高速道路事業費×出資比率＋北九州高速道路事業費×出資比率）×1/2
福岡市	福岡高速道路事業費×出資比率×1/2
北九州市	北九州高速道路事業費×出資比率×1/2

◇　民間資金

ア　道路債券

道路債券は、正確には福岡北九州高速道路債券といい、シンジケート団（令和 8 年 9 月 1 日現在、福岡銀行外 17 行）に対して銀行等引受債で発行される債券と公募方式で発行される債券（以下「公募債」という。）があります。

平成 15 年 1 月 6 日に公社法の改正がなされ、道路債券は金融商品取引法（旧証券取引法）第 2 条第 3 号の「特別の法律により法人の発行する債券」に該当することとなり、有価証券として取扱われることになりました。

これにより、平成 16 事業年度からは公募債を発行しており、以後、公募債を軸に資金調達を行っています。

これらの債券については、公社法第 28 条により設立団体の各議会で議決を受けた債務保証が分担して付されています。

イ　証書借入金

平成 12 事業年度から資金調達の多様化として、証書借入を導入しています。

この借入も道路債券と同様、設立団体の債務保証が付されています。

◇　特別転貸債

特別転貸債は、地方債計画の一環として公社の設立団体である福岡県、福岡市及び北九州市が一定の貸付割合の範囲で長期資金の貸付の財源として起こす地方債です。

借入財源は、財務省財政融資資金から地方公共団体に対して融通され、公社は福岡県、福岡市及び北九州市を通じて貸付を受けています。

◇　政府無利子貸付金

政府無利子貸付金は、正確には有料道路整備資金貸付金といい、特措法第 20 条により公社は国からこの貸付を受けています。

また、平成元事業年度から平成 5 事業年度、平成 8 事業年度から平成 19 事業年度まで、公社はＮＴＴ株式の売払収入の一部を活用した社会資本整備促進貸付金（道路事業資金収益回収特別貸付金）の貸付を受けています。

◇　長期借入金（財政支援金）

北九州高速道路の経営改善を図ることを目的として、昭和 63 事業年度から平成 9 事業年度までの 10 年間にわたり長期貸付金 30 億円／年を設立団体である福岡県及び北九州市（県・市の負担割合は各々2 分の 1 ずつ）から無利子で受け入れたものであり、返済条件は、料金徴収期間満了時に返済することとなっています。ただし、北九州市からの借入金のうち 12 億円については、平成 23

事業年度までに償還しました。

(11)　福岡県、福岡市及び北九州市による債務保証について

①　地方公共団体による債務保証の制限の例外規定

地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和 21 年 9 月 25 日法律第 24 号）第 3 条（※1）により、原則として法人の債務について保証を行うことはできないとされています。しかしながら、地方三公社のうち、土地開発公社及び地方道路公社については、例外的にこの制限を外す立法措置がなされており、地方道路公社については公社法第 28 条（※2）に定められています。

※1　政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあっては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

※2　設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第 3 条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができる。

②　各設立団体の債務保証の分担割合

公社は、福岡高速道路及び北九州高速道路の 2 路線を建設していることから、出資金をはじめとする建設財源のうち、財政的な支援を受けている財源については、これまで福岡高速道路に対するものは福岡県及び福岡市が各 2 分の 1 を、北九州高速道路に対するものは福岡県及び北九州市が各 2 分の 1 を分担しています。

債券発行にかかる債務保証についても各設立団体が分担して行うこととなっており、現在まで保証割合は次のとおりの割合で議決されてきており、本債券に対する保証の分担割合も同様です。

設立団体別の債務保証の割合

福岡県	（福岡高速道路に対する発行額＋北九州高速道路に対する発行額）×1/2
福岡市	福岡高速道路に対する発行額×1/2
北九州市	北九州高速道路に対する発行額×1/2

③　債務保証に関する議決等

設立団体による債務保証に関しては、設立団体の各一般会計予算の一部である債務負担行為として、債務保証の期間及び限度額が定められており、本債券についての債務保証もこの期間及び限度額内において行われますが、当事業年度については令和 8 年 3 月 24 日に福岡県議会、令和 8 年 3 月 27 日に福岡市議会、令和 8 年 3 月 25 日に北九州市議会の議決を経ています。

当事業年度に設立団体が債務保証を行うことができる公社の借入金及び債券の額面総額の合計額は、下記のとおり 338 億 5,100 万円（福岡県 132 億 8,500 万円、福岡市 113 億 1,000 万円、北九州市 92 億 5,600 万円）です。

当事業年度に設立団体が債務保証を行った公社の借入金及び債券は、令和 8 年 9 月 1 日現在ありません。

＜令和８年度福岡県一般会計予算（令和８年３月 24 日可決）＞

第 85 号議案第２条第２表　債務負担行為（抜粋）

事　　項	期　　間	限　度　額
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入に対する債務保証	令和８年度から令和 28 年度まで	建設資金借入金 680,000 千円及び利子に相当する額
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、地方公共団体金融機構資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和８年度から令和 28 年度まで	建設資金借入金 12,155,000 千円及び利子に相当する額
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する民間資金の借入れに対する債務保証	令和８年度から令和 28 年度まで	建設資金借入金 450,000 千円及び利子に相当する額

（注）　本債券に係る債務保証は下線部分に該当します。

＜令和８年度福岡市一般会計予算（令和８年３月 27 日可決）＞

議案第 32 号第２条第２表　債務負担行為（抜粋）

事　　項	期　　間	限　度　額
福岡北九州高速道路公社に対する民間資金等貸付金に係る債務保証	令和８年度から令和 28 年度まで	11,310,000 千円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額

（注）　本債券に係る債務保証は下線部分に該当します。

＜令和８年度北九州市一般会計予算（令和８年３月 25 日可決）＞

議案第１号第２条第２表　債務負担行為（抜粋）

事　　項	期　　間	限　度　額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（建設資金）	自　令和８年度 至　令和 28 年度	借入金 330,000 千円及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自　令和８年度 至　令和 28 年度	借入金 8,926,000 千円及び利子相当額

（注）　本債券に係る債務保証は下線部分に該当します。

４　関連会社の状況

公社が出資している会社はありません。

５　職員の状況

	令和７事業年度	令和８事業年度	増　減
職 員 定 数	211 名	215 名	４名増

職員定数は、設立団体からの派遣職員及び嘱託員を含めて記載しています。

なお、令和８年９月１日現在の職員数は、固有職員 88 名（うち九州地方整備局派遣１名）、派遣職員 66 名、再雇用職員２名、嘱託員 51 名、合計 207 名です。

第２　事業の状況

１　事業実績の概要

(1)　収益の状況

令和７事業年度に係る収益の総額は、624億円となっており、その99%が道路料金収入等（618億円）となっています。

（単位：百万円）

勘定科目	令和６事業年度	令和７事業年度	内　　容
経常収益	61,317	62,393	
業務収入	61,268	62,331	
道路料金収入等	60,806	61,834	営業中道路の通行料金収入、ＥＴＣマイレージ還元負担金収入
（福岡高速道路）	(44,015)	(44,796)	
（北九州高速道路）	(16,791)	(17,038)	
その他	462	497	道路占用料、駐車場収入等
その他	49	62	受取利息等
当期損失金	4	0	駐車場の損失
合　　計	61,321	62,393	

(注)受託業務、負担金事業は各事業年度において変動が大きいため、本項においては経常収益から受託業務収入及び負担金事業受入金を除いて記載しています。

(2)　費用の状況

令和７事業年度に係る費用の総額は、624億円となっており、主なものの一つ目は、高速道路の維持修繕や料金収受等に要する事業資産管理費、一般管理費で232億円（事業資産管理費213億円、一般管理費19億円）です。二つ目は、営業中道路の借入金等の利息等（業務外費用）で26億円です。また、道路事業損失補てん引当金繰入は28億円、営業中道路の収支差となる337億円は、償還準備金繰入として計上しています。

償還準備金繰入については本説明書46ページをご参照ください。

（単位：百万円）

勘定科目	令和６事業年度	令和７事業年度	内　　容
経常費用	61,321	62,356	
事業資産管理費	21,842	21,260	
道路管理費	21,672	21,092	営業中道路の維持補修､料金収受等の直接費用
駐車場管理費	170	168	駐車場の維持管理費用
一般管理費	1,765	1,926	
一般管理費	1,521	1,679	営業中道路の管理等に従事する職員の人件費等
その他	244	247	事務所の建物等の減価償却費等
引当金等繰入	34,914	36,545	
道路事業損失補てん引当金繰入	2,755	2,801	道路事業の採算リスクに備えるための引当金に係る当年度繰入額
償還準備金繰入	32,159	33,744	営業中道路の建設に要した借入金の返済に充てた当年度回収額
（福岡高速道路）	(23,614)	(26,057)	
（北九州高速道路）	(8,545)	(7,687)	
業務外費用	2,800	2,625	道路債券等の利息等で営業中道路に係るもの
当期利益金	0	37	駐車場の利益

合　　計	61,321	62,393	

(注)受託業務、負担金事業は各事業年度において変動が大きいため、本項においては経常費用から受託業務費及び負担金事業費を除いて記載しています。

(3)　資産の状況

令和7事業年度に係る資産の総額は1兆3,534億円となっています。このうち、営業中の道路資産が1兆3,112億円となっており、資産総額に対して、道路資産が97%を占めています。

(単位：百万円)

勘定科目	令和6事業年度	令和7事業年度	内　　容
流動資産	20,687	16,192	現金・預金、未収金等
固定資産	1,319,282	1,336,800	
事業資産	1,295,604	1,311,233	営業中道路の価額
（福岡高速道路）	(911,692)	(924,625)	
（北九州高速道路）	(383,912)	(386,608)	
事業資産建設仮勘定	8,735	14,492	建設中道路の価額
（福岡高速道路）	(8,721)	(14,447)	
（北九州高速道路）	(14)	(45)	
有形固定資産	1,328	1,313	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
無形固定資産	349	245	ソフトウェア等
その他の仮勘定	13,256	9,506	橋梁補修工事等
その他	10	10	敷金・保証金
繰延資産	461	407	
資産合計	1,340,430	1,353,399	

(4)　負債及び資本の状況

令和7事業年度に係る負債及び資本の総額は1兆3,534億円となっています。主なものは、道路債券などの借入金が3,393億円、道路事業損失補てん引当金が415億円、償還準備金が7,248億円、設立団体からの出資金が2,275億円です。

償還準備金については、本説明書46ページをご参照ください。

(単位：百万円)

勘定科目	令和6事業年度	令和7事業年度	内　　容
流動負債	54,727	50,802	短期借入金､1年以内返済予定債券･借入金、未払金、未払費用等
固定負債	328,302	307,587	
福岡北九州高速道路債券	258,000	236,500	道路債券の発行残高
特別転貸債借入金	16,248	16,108	特別転貸債の借入残高
地方公共団体金融機構借入金	237	83	地方公共団体金融機構の借入残高
政府借入金	13,439	12,626	政府無利子借入金の借入残高
長期借入金	33,126	34,996	証書借入金の借入残高、県市財政支援金
退職給与引当金	220	238	
ETC ﾏｲﾚｰｼﾞ引当金	143	147	
資産見返交付金	6,889	6,889	設立団体の建設助成金（補助金）
特別法上の引当金	729,721	766,267	
道路事業損失補てん引当金	38,663	41,465	採算リスクに備えるための引当金
償還準備金	691,058	724,802	営業中道路の建設に投下した借入金の返済

（福岡高速道路）	(546,598)	(572,655)	に充てた額の累計額
（北九州高速道路）	(144,460)	(152,147)	
（負債合計）	(1,112,750)	(1,124,656)	

（単位：百万円）

勘定科目	令和6事業年度	令和7事業年度	内　　容
基本金	226,497	227,523	地方公共団体からの出資金
剰余金	1,183	1,221	駐車場の利益の累計額
（資本合計）	(227,680)	(228,743)	
負債・資本合計	1,340,430	1,353,399	

(5)　営業中道路の償還状況

営業中道路の価額1兆3,043億円に対して、償還準備金は7,248億円積み立てています。令和7事業年度で新たに積み立てられた償還準備金は337億円となっています。

（単位：百万円）

事業年度	路線名		営業中道路の価額　A	償還準備金 B	償還率 B／A	建設中道路資産（建設仮勘定）
令和6事業年度	全体		1,288,715	691,058	53.6%	8,735
	路線	福岡高速道路	909,378	546,598	60.1%	8,721
		北九州高速道路	379,336	144,460	38.1%	14
令和7事業年度	全体		1,304,344	724,802	55.6%	14,492
	路線	福岡高速道路	922,311	572,655	62.1%	14,447
		北九州高速道路	382,032	152,147	39.8%	45

（注）営業中道路の価額は、道路資産から資産見返交付金を除いた額です。

2　生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

３　対処すべき課題

福岡北九州高速道路公社では、お客様が安全・安心に走行できる高速道路の維持・管理と、快適にご利用できるようサービスの改善・向上を図っています。

(1)　安全・安心に走行できる高速道路の維持・管理に向けて

公社が管理する都市高速道路は、約 6 割が供用から 30 年を超え、本格的な維持管理時代を迎えました。また、30 年後には約 9 割が供用から 50 年を超えることとなります。

さらに、重要物流道路等に指定されている重要路線であることから、安全・安心に走行できる高速道路の維持・管理が求められています。

都市高速道路は大部分が都市内の連続高架で形成されていることもあり、ご利用のお客様、沿線の方々への影響、ライフサイクルコスト等も考慮した合理的な維持管理方法の検討や工夫が必要となります。

福岡高速においては、お客様に安全・安心に走行していただくため、平成 24 年度より 20 年間で、橋梁の長寿命化を目的に老朽化・予防保全対策を実施しています。令和 4 年度までに 1 号線の香椎～千鳥橋 JCT の工事が完了し、現在、2 号線及び 4 号線の対策を推進しています。また、令和 5 年度からは千鳥橋 JCT～榎田のリフレッシュ工事（床版防水・舗装改良等）に取り組んでいます。

今後も、引き続き 2 号線や 4 号線において老朽化・予防保全対策を進めていく予定です。

北九州高速においては、路線延長の約 9 割が供用から 30 年以上経過し、橋梁等の老朽化が進んでいます。このため、令和 4 年度から 1 号線～3 号線を対象とした大規模修繕事業を実施しています。また、令和 5 年度からは、1 号線～4 号線を対象とした耐震補強事業に着手しています。

(2)　渋滞対策等の実施

福岡・北九州高速のネットワークは、主要な骨格の整備が完了し、現在は既存ネットワーク内での利便性向上を図ることが主要課題となることから、公社では過年度の事故・渋滞実績を基に分析を行い、都市高速道路上や出入口における交通渋滞対策や交通事故対策など、お客様へのサービス改善・向上を図るため、引き続き計画的に対策を実施していきます。

また、重大事故や社会的インパクトが大きな事案については、迅速な個別対応を実施します。

(3)　お客様サービスの改善・向上

安全、快適な都市高速を目指し、お客様に対するあらゆるサービスの改善・向上を図ると共に利用促進を進めております。

ア　お客様からのご意見に基づく施設改善やサービス向上

日ごろお客様が都市高速道路を利用される上で不便に感じておられる案内板や道路標識、路面標示などの道路施設、その他サービス面の充実について、電話やホームページ、また都市高速道路モニターから様々なご意見等を頂いています。お客様のご意見の中から都市高速道路の利便性やサービス向上に有効なヒントを拾い出し、早期対応に努めることで、さらに安全・安心にご利用いただけるよう都市高速道路としての利用価値を高めます。

イ　情報提供手段の充実

イラスト地図「スイスイマップ」を発行し、集客施設等に広く設置するほか、通行止めや渋滞、平均所要時間などの道路状況を５分おきに更新して音声及び文字でご案内する「ハイウェイテレホン」等情報提供手段の充実を図っています。また、ホームページ「動画で案内！都市高速」の動画を改良し、ジャンクションや出口付近の案内の充実を図っています。

また、ＬＩＮＥ・Ｘを使用して、イベント情報や工事による交通規制の情報等の発信も行っており、お客様サービスの改善・向上に努めています。

４　事業等のリスク

以下において、本債券への投資に関し、公社の事業内容を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと公社が考える事項を記載しています。

(1)　公社の業績の変動要因について

公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくこととしています。

(2)　事業に係る法律事項等について

公社は、公社法に基づき設立された機関であり、公社の事業運営に際しましては公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか設立団体の監査を受けることとされています。

かかる法律事項等についての詳細は、本説明書の 29 ページをご参照ください。

(3)　災害等によるリスク

公社は、地震、台風、大雪、大雨等の自然災害に対する対策として、事前に耐震補強工事、雪氷対策、大雨対策等を講じていますが、公社の想定以上の自然災害が発生した場合は、公社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(4)　感染症の発生

新型コロナウイルス等感染症の感染拡大により、都市高速道路の利用が減少し、道路料金収入が減少した場合は、公社の事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

５　経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

６　技術研究活動

公社は、都市高速道路の建設・維持管理等の際、コストの縮減を図るとともに、構造物等の品質向上やより安全で快適な走行を確保するために、以下のように取り組んでいます。

なお、これらの技術研究活動に係る費用は、貸借対照表の「事業資産」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

(1)　委員会による審議

「新技術検討委員会」において、コスト縮減、構造物の品質向上等の技術課題について審議し、事業に反映させています。

(2)　調査研究

維持管理の分野では、高速道路資産を低コストで効率的に維持管理するために、予防保全の積極的採用によるライフサイクルコストの縮減、効率的な維持補修工法の検討について調査研究を行っています。

7　財政状態及び経営成績の分析

(1)　経理の特徴

公社の経理については、公社法、公社法施行規則及び公社会計規程に基づいて会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、有料道路事業が償還主義（※1）であることから、道路の建設に投下した資金の回収状況をより明確に把握できる償還準備金積立方式を採用していることが挙げられます。

償還準備金積立方式は、道路資産（営業中道路）から生じる毎期の収支差（収益と費用の差）を算出して、道路の建設に投下した資金の正味回収額を毎期明らかにし、この額を「償還準備金繰入」として損益計算書に費用計上し、また、その累計額を「償還準備金」として貸借対照表に計上する方式で、道路の資産を形成するのに要した費用を積み上げた「道路資産」と借入金等の返済に充てる「償還準備金」を対比することにより、償還状況が明確に把握できるようにした方式です。

このように、償還準備金積立方式を採用しているのは、有料道路は、一定期間内（料金徴収期間内）に借入金等を償還し、借入金の償還を完了すると道路をその本来の道路管理者（公社では福岡市並びに北九州市）に引き渡し無料開放することを基本としているため、借入金等が着実に償還されているかが、経営上最も重要な事項として位置づけられることによるものです。

民間企業は永続的に存続し、利益を上げることが期待され、企業会計原則に基づいて、土地を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、公社の道路資産については減価償却を行わず、建設投資額（建設に要した借入金等の総額）で表示します。これは、有料道路事業が営利を目的としておらず、公社は一般の事業会社のように、利益を株主に配当したり、法人税を課せられることがないため、配当利益や課税所得を算出する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則に立てば、公社ではその経営状態を把握する上で、借入金の返済状況を示すことが重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことで、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況が示されることになります。

※1　償還主義とは、一定の料金徴収期間内の料金収入で、高速道路の建設費、管理費及び借入金の支払利息等をすべてまかなうこと、また、返済が終了すれば、本来の原則である無料の道路となること、利潤を一切見込まないことをいいます。

(2)　令和7事業年度収支状況及び実績（道路部門）

①　収支状況（経常収益、経常費用）

福岡北九州高速道路事業全体の収益は、対前年度比1,034百万円（1.7%）増の62,117百万円となりました。

また、営業中の高速道路にかかった費用の合計は対前年度比551百万円（1.9%）減の28,373百万円となりました。その結果、収支差は、対前年度比1,585百万円（4.9%）増の33,744百万円となり、償還準備金繰入に計上されました。

（単位：百万円）

路線名	収益 （うち料金収入等）	費用 （うち利息等）	収益－費用
福岡北九州高速道路	62,117 (61,834)	28,373 (2,625)	償還準備金繰入 33,744
福岡高速道路	44,973 (44,796)	18,916 (1,494)	償還準備金繰入 26,057
北九州高速道路	17,144 (17,038)	9,457 (1,131)	償還準備金繰入 7,687

② 通行台数及び料金収入

ア 令和6事業年度

令和6事業年度は、景気回復の兆し等も背景に、福岡・北九州高速道路の料金収入は、総額で60,600百万円（日平均の対前年度比が0.4%増）、交通量は総台数で101.5百万台（日平均の対前年度比が0.3%増）と安定的に増加いたしました。

（令和7年3月末現在）

路線名	延長(km)	交通量			料金収入		
		年間(台)	日平均(台)	日平均前年度比	年間(百万円)	日平均(千円)	日平均前年度比
福岡高速道路	59.3	70,201,277	192,332	100.5%	43,830	120,083	100.6%
北九州高速道路	52.2	31,253,335	85,626	99.8%	16,769	45,943	99.9%
合計	111.5	101,454,612	277,958	100.3%	60,600	166,026	100.4%

（注） 上記の料金収入は、ＥＴＣマイレージ還元負担金収入を含んでいません。
（注） 端数処理の関係上、合計において合致しない場合があります。

イ 令和7事業年度

令和7事業年度は、景気回復の兆し等も背景に、福岡・北九州高速道路の料金収入は、総額で61,630百万円（日平均の対前年度比が1.7%増）、交通量は総台数で103.1百万台（日平均の対前年度比が1.7%増）と安定的に増加いたしました。

（令和8年3月末現在）

路線名	延長(km)	交通量			料金収入		
		年間(台)	日平均(台)	日平均前年度比	年間(百万円)	日平均(千円)	日平均前年度比
福岡高速道路	59.3	71,434,002	195,710	101.8%	44,614	122,231	101.8%
北九州高速道路	52.2	31,696,894	86,841	101.4%	17,016	46,618	101.5%
合計	111.5	103,130,896	282,550	101.7%	61,630	168,849	101.7%

（注） 上記の料金収入は、ＥＴＣマイレージ還元負担金収入を含んでいません。

第３　設備の状況

１　設備の概要

公社の主要な事業である高速道路事業にかかる投資概要は以下のとおりです。

＜福岡高速道路＞

福岡高速道路は平成 24 事業年度に九州縦貫自動車道及び西九州自動車道と連携した放射環状型自動車専用道路網を完成し、令和 2 事業年度にアイランドシティ地区を結ぶ福岡高速 6 号線（アイランドシティ線）を開通させ、供用延長 59.3㎞ を有しています。利用台数は 1 日平均約 196 千台（令和 7 事業年度）であり、福岡都市圏交通の大動脈となっています。

福岡高速 3 号線（空港線）延伸は、福岡空港の機能強化が進められている中、福岡市南部地域や太宰府IC方面からの国内線旅客ターミナルへのアクセス強化と空港口交差点をはじめとする福岡空港周辺道路の混雑緩和を図ります。令和 3 事業年度に事業着手し、早期完成に向けて現在関係機関、関係者と十分な連携及び協議を進めています。

＜北九州高速道路＞

北九州高速道路は、平成 17 事業年度に九州自動車道と連携した放射環状型自動車専用道路網を完成し、令和 6 事業年度に北九州高速 5 号線（戸畑枝光線）牧山～枝光間を開通させ、供用延長 52.2㎞ を有しています。利用台数は 1 日平均約 87 千台（令和 7 事業年度）であり、北九州都市圏交通の大動脈となっています。

北九州高速 5 号線延伸（戸畑枝光線）は、放射環状型の自動車専用道路ネットワークを構築し、円滑な物流・人流の支援と、災害に強い強靭なネットワークの形成を図ります。令和 5 事業年度に事業着手し、北九州市の街路事業との合併施行を実施しており、早期完成に向けて現在関係機関、関係者と十分な連携及び協議を進めています。

また、全国の緊急輸送道路では、国土交通省の「熊本地震を踏まえた橋梁の耐震化」に基づき、耐震補強に取り組んでいます。北九州高速も緊急輸送道路に位置づけられており、災害時、その機能を十分に発揮するための耐震性能の確保を図ります。令和 5 事業年度に事業着手し、早期完成に向けて現在関係機関、関係者と十分な連携及び協議を進めています。

２ 主な設備の状況

公社における主な設備の状況は、以下のとおりです。　　（令和８年９月１日現在）

路線名	区間	開通延長（km）	道路価額（百万円）	開通年月日
福岡高速１号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目～ 同市西区福重三丁目	18.0	331,071	S55.10.20 S58.10.6 S62.11.6 S63.10.31 H1.3.4 H5.4.2 H13.10.13
福岡高速２号線	福岡市博多区千代六丁目～ 太宰府市水城二丁目	13.2	226,594	S61.4.23 S63.10.31 H1.3.4 H6.4.4 H11.3.27
福岡高速３号線	福岡市博多区東光二丁目～ 同市博多区豊二丁目	0.6	6,895	H1.3.4
福岡高速４号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目～ 同市東区蒲田三丁目	6.9	94,988	H11.3.27 H12.11.21 H14.3.10
福岡高速５号線	福岡市博多区西月隈四丁目～ 同市西区福重三丁目	18.1	241,576	H15.5.1 H16.6.27 H18.3.26 H20.4.19 H23.2.26 H24.7.21
福岡高速６号線	福岡市東区香椎浜一丁目～ 同市東区みなと香椎一丁目	2.5	23,500	R3.3.27
福岡高速道路計	――――――	59.3	924,625	―――
北九州高速１号線	北九州市小倉南区長野二丁目～ 同市小倉北区下到津一丁目	9.2	111,144	S55.10.20 S58.10.6 S61.12.2 S63.12.17 H12.7.26 H18.2.26
北九州高速２号線	北九州市小倉北区許斐町～ 同市戸畑区大字戸畑	4.3	48,035	S55.10.20 H1.8.30 H2.3.31
北九州高速３号線	北九州市小倉北区菜園場一丁目～ 同市小倉北区東港一丁目	1.8	23,232	S55.10.20 S58.10.6 S63.12.17
北九州高速４号線	北九州市門司区春日町～ 同市八幡西区茶屋の原二丁目	31.8	146,706	H3.3.31
北九州高速５号線	北九州市八幡東区東田五丁目～ 同市戸畑区牧山海岸	5.1	57,492	H13.7.2 R7.3.1
北九州高速道路計	――――――	52.2	386,608	―――
福岡北九州高速道路計		111.5	1,311,233	―――

3　設備の新設、除却等の計画

(1)　令和８事業年度事業計画

①　福岡高速道路

建設事業　（単位：百万円）

総事業費	令和７事業年度まで 実施済額	令和８事業年度 予算額	残事業費
946,931	908,671	3,760	34,500

※事業費には利子補給金(全体額6,594百万円)を含みます。

令和８事業年度における福岡高速道路の建設事業路線は次のとおりです。

路線名	区　　間	延長(km)
福岡高速３号線	起点：福岡市博多区東光二丁目 終点：福岡市博多区大字下臼井	1.8

②　北九州高速道路

ア　建設事業　（単位：百万円）

総事業費	令和７事業年度まで 実施済額	令和８事業年度 予算額	残事業費
231,905	225,305	40	6,560

※事業費には利子補給金(全体額4,754百万円)を含みます。

令和８事業年度における北九州高速道路の建設事業路線は次のとおりです。

路線名	区　　間	延長(km)
北九州高速５号線	起点：北九州市戸畑区戸畑 終点：北九州市戸畑区牧山海岸	2.5

イ　改築事業

（単位：百万円）

総事業費	令和７事業年度まで 実施済額	令和８事業年度 予算額	残事業費
173,209	144,609	1,640	26,960

令和８事業年度における北九州高速道路の改築事業路線は次のとおりです。

事業名	区　　間
耐震補強	高速１号線：紫川JCT～愛宕JCT 高速３号線：東港JCT～愛宕JCT 高速４号線：紫川JCT～八幡IC

(2)　令和８事業年度開通区間

①　福岡高速道路

ありません。

②　北九州高速道路

ありません。

第４　法人の状況

１　基本金の推移

出資金

公社法第４条第２項の規定により、公社の基本財産として設立団体から出資を受けています。

公社は福岡高速道路及び北九州高速道路の 2 路線を建設していることから、福岡高速道路に対する出資金については、現在に至るまで福岡県及び福岡市から各 2 分の１、北九州高速道路に対する出資金については福岡県及び北九州市から各２分の１の割合で受入れています。

出資金は、各路線の建設事業費に対する出資比率をもって算定し、昭和 46 事業年度から受入れを行っており、令和７事業年度までの出資金の累計は 2,275 億 2,260 万円となっています。

（単位：百万円）

区　分＼事業年度	令和３事業年度	令和４事業年度	令和５事業年度	令和６事業年度	令和７事業年度
出資金	102	324	536	904	1,026
出資金の累計	224,733	225,057	225,593	226,497	227,523

２　役員の状況

(1)　役員の定数及び任期

公社法第 11 条で、公社に役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととされています。

また、役員の任期は公社法第 14 条で４年を超えることができず、再任されることができることとされています。

なお、公社法第５条で役員の定数、任期等については定款で規定しなければならないこととされており、公社においては、定款第６条及び第９条で、役員の定数及び任期について次のとおり定めています。

役　　職	定　数　等	任　　期
理事長	１名	２年（再任されることができる。）
副理事長	１名	２年（再任されることができる。）
理事	４名以内	２年（再任されることができる。）
監事	２名以内	２年（再任されることができる。）

(2)　役員の任命

公社法第 13 条により、理事長及び監事は設立団体の長が任命することとされています。

また、副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

(3) 役員の状況　　(令和8年9月1日現在)

役　職	氏　名 (生年月日)	略　歴
理事長	荒瀬(あらせ)　美和(よしかず) (昭和37年9月2日生)	前　(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会副会長兼専務理事
副理事長	喜多島(きたじま)　礼和(ひろかず) (昭和41年3月2日生)	前　福岡県県土整備部技監
理　事	坂本(さかもと)　正文(まさふみ) (昭和36年3月9日生)	前　福岡県議会事務局事務局長
理　事	津野(つの)　孝弘(たかひろ) (昭和39年12月7日生)	前　福岡市水道局理事
理　事	上村(うえむら)　周二(しゅうじ) (昭和39年12月14日生)	前　北九州市都市戦略局長
監　事 (非常勤)	草留(くさどめ)　健三郎(けんさぶろう) (昭和37年9月29日生)	前　福岡財務支局理財部検査監理官
監　事 (非常勤)	山本(やまもと)　智正(ともまさ) (昭和44年9月6日生)	現　㈱福岡銀行取締役常務執行役員 現　㈱ふくおかフィナンシャルグループ執行役員

3　コーポレート・ガバナンスの状況

公社のガバナンス体制は、大きく①法に基づくもの、②設立団体による監督等、③内部管理から構成されています。

①　法に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の29ページをご参照ください。

②　設立団体による監督等

設立団体による監査については、本説明書の29ページをご参照ください。

③　内部管理

理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成され毎事業年度の予算、決算等、公社の業務運営上重要な事項について審議することになっています。

監事は、公社の設立団体への財務諸表及び決算報告書の提出にあたっては意見を述べることになっています。

第５　経理の状況

１　財務諸表の作成方法

公社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則並びに公社定款、公社会計規程及び同実施細則に基づき作成しています。

なお、ここに掲載している財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公社法第 26 条第 1 項の規定に基づき、設立団体の長に提出しています。

２　監査証明

公社の財務諸表は、設立団体の長に提出する際には、公社法第 26 条第 2 項及び公社定款第 20 条第 2 項の規定に基づき監事の意見をつけなければならないとされています。本説明書では、財務諸表の前に「監事の意見書」を掲載しております。

また、公社の財務諸表には金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定の適用がないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3　財務諸表等

①　監事意見書

監　事　意　見　書

福岡北九州高速道路公社定款第２０条第２項の規定に基づき、令和８年６月９日に理事長から提出された令和７事業年度福岡北九州高速道路公社の財務諸表及び決算報告書は、諸帳簿その他証拠書類と照合精査の結果、その内容は適正なものと認めます。

令和８年７月１６日

福岡北九州高速道路公社

監事　草　留　健　三　郎

監事　山　本　　智　正

② 財務諸表

令和７事業年度　福岡北九州高速道路公社財産目録

令和８年３月３１日　現在　　単位　（円）

資産の部			
区分	内訳 摘要	内訳 金額	金額
流動資産			16,192,227,942
現金・預金			8,407,899,706
	現金	27,957,730	
	普通預金	8,379,941,976	
未収金			7,778,905,706
	福岡高速道路料金未収金	4,336,013,264	
	北九州高速道路料金未収金	1,648,394,836	
	北九州駐車場料金未収金	28,380	
	福岡高速道路業務未収金	2,894	
	北九州高速道路業務未収金	699	
	福岡駐車場業務未収金	18,842	
	福岡高速原因者負担金未収金	31,858,655	
	北九州高速原因者負担金未収金	11,050,979	
	その他の未収金	1,751,537,157	
その他の流動資産			5,422,530
	立替金	5,256,564	
	立替金(県公社)	165,966	
固定資産			1,336,799,843,047
事業資産			1,311,233,078,374
福岡高速道路		924,624,620,820	
	福岡高速１号線　福岡市東区香住ケ丘二丁目～同市西区福重三丁目　18.0km	331,071,050,327	
	福岡高速２号線　福岡市博多区千代六丁目～太宰府市水城二丁目　13.2km	226,593,555,466	
	福岡高速３号線　福岡市博多区東光二丁目～同市博多区豊二丁目　0.6km	6,895,154,700	
	福岡高速４号線　福岡市東区箱崎ふ頭三丁目～同市東区蒲田三丁目　6.9km	94,988,261,072	
	福岡高速５号線　福岡市博多区西月隈四丁目～同市西区福重三丁目　18.1km	241,576,385,224	
	福岡高速６号線　福岡市東区香椎浜一丁目～同市東区みなと香椎一丁目 2.5km	23,500,214,031	
北九州高速道路		386,608,457,554	
	北九州高速１号線　北九州市小倉南区長野二丁目～同市小倉北区下到津一丁目　9.2km	111,144,012,963	
	北九州高速２号線　北九州市小倉北区許斐町～同市戸畑区大字戸畑　4.3km	48,035,136,271	
	北九州高速３号線　北九州市小倉北区菜園場一丁目～同市小倉北区東港一丁目　1.8km	23,231,874,766	
	北九州高速４号線　北九州市門司区春日町～同市八幡西区茶屋の原二丁目 31.8km	146,705,885,821	
	北九州高速５号線　北九州市八幡東区東田五丁目～同市戸畑区牧山海岸　5.1km	57,491,547,733	
事業資産建設仮勘定			14,492,468,194
福岡高速道路建設仮勘定		14,447,271,892	
	福岡高速３号線建設仮勘定	14,447,271,892	
北九州高速道路建設仮勘定		45,196,302	
	北九州高速５号線建設仮勘定	45,196,302	

資　産　の　部			
区　分	内　訳		金　額
	摘　要	金　額	
有形固定資産			1,313,018,959
建物		1,136,005,472	
	事務所建物　９７件	1,024,883,177	
	その他の建物　３５件	111,122,295	
構築物		16,656,559	
	構築物　８８件	16,656,559	
機械・装置		5,054,132	
	機械・装置　１５件	5,054,132	
車両・運搬具		139,576,196	
	車両･運搬具　３０件	139,576,196	
工具･器具･備品		15,726,600	
	工具・器具･備品　１３５件	15,726,600	
無形固定資産			244,918,857
電話加入権		6,417,562	
	電話加入権　７６件	6,417,562	
ソフトウェア		238,501,295	
	ソフトウェア　３４件	238,501,295	
その他の無形固定資産		0	
	その他の無形固定資産　商標権　１件	0	
その他の仮勘定			9,506,358,663
	その他の仮勘定	9,506,358,663	
投資その他の資産			10,000,000
敷金・保証金		10,000,000	
	保証金	10,000,000	
繰延資産			406,894,202
債券発行差金			406,894,202
	債券発行差金	406,894,202	
資産の部合計			1,353,398,965,191

負　債　の　部			
区　分	内　訳		金　額
	摘　要	金　額	
流動負債			50,802,037,951
1年以内返済予定債券・借入金			39,031,421,620
	1年以内返済予定債券・借入金	39,031,421,620	
未払金			11,271,020,534
	未払金	11,271,020,534	
未払費用			363,205,370
	未払利息	363,205,370	
預り金			130,803,359
	預り納付金	13,194,435	
	保証金	55,341,246	
	預り金（県公社）	61,707,689	
	その他の預り金	559,989	
前受収益			5,585,803
	前受収益	5,585,803	
仮受金			1,265
	その他の仮受金	1,265	
固定負債			307,587,025,229
福岡北九州高速道路債券			236,500,000,000
	福岡高速道路債券	129,560,000,000	
	北九州高速道路債券	106,940,000,000	
特別転貸債借入金			16,107,566,155
	福岡県借入金	8,003,505,157	
	福岡市借入金	7,009,129,355	
	北九州市借入金	1,094,931,643	
地方公共団体金融機構借入金			82,781,214
	福岡高速地方公共団体金融機構借入金	57,455,454	
	北九州高速地方公共団体金融機構借入金	25,325,760	
政府借入金			12,626,047,585
	福岡高速政府借入金	11,089,747,585	
	北九州高速政府借入金	1,536,300,000	
長期借入金			34,995,900,000
証書借入金		6,195,900,000	
	福岡高速証書借入金	1,825,900,000	
	北九州高速証書借入金	4,370,000,000	
長期借入金		28,800,000,000	
	福岡県借入金	15,000,000,000	
	北九州市借入金	13,800,000,000	
退職給与引当金			238,386,322
	退職給与引当金	238,386,322	
ETCマイレージ引当金			147,000,590
	福岡ETCマイレージ引当金	110,309,233	
	北九州ETCマイレージ引当金	36,691,357	
資産見返交付金			6,889,343,363
	福岡県交付金	3,046,988,082	
	福岡市交付金	1,156,674,916	
	北九州市交付金	2,490,315,166	
	その他交付金	195,365,199	

負　債　の　部			
区　　分	内　　訳		金　　額
	摘　　要	金　　額	
特別法上の引当金等			766, 266, 604, 747
道路事業損失補てん引当金			41, 464, 669, 760
福岡事業損失補てん引当金		26, 517, 782, 556	
	福岡事業損失補てん引当金	26, 517, 782, 556	
北九州事業損失補てん引当金		14, 946, 887, 204	
	北九州事業損失補てん引当金	14, 946, 887, 204	
償還準備金			724, 801, 934, 987
福岡高速道路償還準備金		572, 654, 965, 887	
	福岡高速道路償還準備金	572, 654, 965, 887	
北九州高速道路償還準備金		152, 146, 969, 100	
	北九州高速道路償還準備金	152, 146, 969, 100	
負債の部合計			1, 124, 655, 667, 927
正 味 財 産			228, 743, 297, 264

令和７事業年度福岡北九州高速道路公社貸借対照表

令和８年３月３１日現在　　単位　（円）

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金　　額	勘定科目	金　　額
流動資産	16,192,227,942	流動負債	50,802,037,951
現金･預金	8,407,899,706	1年以内返済予定債券・借入金	39,031,421,620
未収金	7,778,905,706	未払金	11,271,020,534
その他の流動資産	5,422,530	未払費用	363,205,370
		預り金	130,803,359
固定資産	1,336,799,843,047	前受収益	5,585,803
事業資産	1,311,233,078,374	仮受金	1,265
（福岡高速道路）	924,624,620,820		
（北九州高速道路）	386,608,457,554	固定負債	307,587,025,229
事業資産建設仮勘定	14,492,468,194	福岡北九州高速道路債券	236,500,000,000
道路建設仮勘定	14,492,468,194	特別転貸債借入金	16,107,566,155
（福岡高速道路）	14,447,271,892	地方公共団体金融機構借入金	82,781,214
（北九州高速道路）	45,196,302	政府借入金	12,626,047,585
有形固定資産	1,313,018,959	長期借入金	34,995,900,000
建物	1,136,005,472	退職給与引当金	238,386,322
構築物	16,656,559	ETCマイレージ引当金	147,000,590
機械･装置	5,054,132	資産見返交付金	6,889,343,363
車両･運搬具	139,576,196		
工具･器具･備品	15,726,600	特別法上の引当金等	766,266,604,747
無形固定資産	244,918,857	道路事業損失補てん引当金	41,464,669,760
電話加入権	6,417,562	（福岡高速道路）	26,517,782,556
ソフトウェア	238,501,295	（北九州高速道路）	14,946,887,204
その他の仮勘定	9,506,358,663	償還準備金	724,801,934,987
投資その他の資産	10,000,000	（福岡高速道路）	572,654,965,887
敷金・保証金	10,000,000	（北九州高速道路）	152,146,969,100
繰延資産	406,894,202	（負債合計）	1,124,655,667,927
債券発行差金	406,894,202		
		基本金	227,522,600,000
		地方公共団体出資金	227,522,600,000
		剰余金	1,220,697,264
		利益剰余金	1,220,697,264
		（資本合計）	228,743,297,264
資　産　合　計	1,353,398,965,191	負債・資本合計	1,353,398,965,191

令和７事業年度福岡北九州高速道路公社損益計算書

令和７年４月　１日から
令和８年３月３１日まで　　単位　（円）

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用	62,509,618,419	経常収益	62,546,896,194
事業資産管理費	21,260,190,717	業務収入	62,331,227,229
福岡高速道路管理費	14,169,178,547	道路料金収入	61,629,943,767
北九州高速道路管理費	6,922,890,863	（福岡高速道路）	44,614,333,546
福岡駐車場管理費	115,319,255	（北九州高速道路）	17,015,610,221
北九州駐車場管理費	52,802,052	ETCマイレージ還元負担金収入	204,198,461
一般管理費	1,925,666,390	（福岡高速道路）	182,111,771
一般管理費	1,678,799,939	（北九州高速道路）	22,086,690
退職給与引当金繰入	32,088,098	駐車場料金収入	274,463,301
減価償却費	214,778,353	（福岡駐車場）	166,057,582
引当金等繰入	36,545,469,500	（北九州駐車場）	108,405,719
道路事業損失補てん引当金繰入	2,801,361,080	道路業務雑収入	222,282,001
（福岡高速道路）	2,027,924,252	（福岡高速道路）	136,627,423
（北九州高速道路）	773,436,828	（北九州高速道路）	85,654,578
償還準備金繰入	33,744,108,420	駐車場業務雑収入	339,699
（福岡高速道路）	26,056,798,280	（福岡駐車場）	315,410
（北九州高速道路）	7,687,310,140	（北九州駐車場）	24,289
受託業務費	153,485,778	受託業務収入	153,485,778
福岡高速受託業務費	74,138,978	福岡高速受託業務収入	74,138,978
北九州高速受託業務費	79,346,800	北九州高速受託業務収入	79,346,800
業務外費用	2,624,806,034	業務外収益	62,183,187
債券利息	2,407,648,915	受取利息	2,626,707
証書借入金利息	18,628,718	設立団体負担金受入金	30,536,395
借入金利息	105,268,905	雑益	29,020,085
債券発行差金償却	82,191,809		
証書借入金諸費償却	2,200,000		
雑損	8,867,687		
当期利益金	37,277,775		
合計	62,546,896,194	合計	62,546,896,194

令和７事業年度福岡北九州高速道路公社キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで

（単位：円）

Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期償還準備金繰入	33,744,108,420
当期利益	37,277,775
減価償却費	214,778,353
債券発行諸費等償却	84,391,809
退職給与引当金等の増減額	17,999,775
ＥＴＣマイレージ引当金の増減額	4,470,490
損失補てん引当金の増減額	2,801,361,080
貸倒損失	371,096
受取利息	△ 2,626,707
債券利息	2,407,648,915
借入金利息	123,897,623
事業資産処分損益	△ 1,523,224
固定資産処分損益	3,310,803
未収金(投資活動、財務活動を除く)の増減額	△ 1,153,134,730
その他の資産の増減額	82,721
未払金(投資活動、財務活動を除く)の増減額	△ 63,474,807
その他の負債の増減額	6,739,655
小　計	38,225,679,047
利息の受取額	2,648,394
債券利息等の支払額	△ 2,494,948,739
借入金利息の支払額	△ 122,497,395
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,610,881,307
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
事業資産の取得による支出	△ 2,699,319,583
事業資産の売却等による収入	24,420,000
建設仮勘定の取得による支出	△ 10,599,161,097
建設仮勘定の売却等による収入	0
固定資産の取得による支出	△ 116,649,996
固定資産の売却等による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,390,710,676
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入による収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入による収入	7,294,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 9,156,708,926
利子補給金の受取額	0
利子補給金の支払額	0
債券の発行による収入	10,969,187,680
債券の償還による支出	△ 38,000,000,000
出資金の受入による収入	1,026,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,867,521,246
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額	△ 5,647,350,615
Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高	14,055,250,321
Ⅶ 現金及び現金同等物期末残高	8,407,899,706

（注記）
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金・預金	8,407,899,706 円
現金及び現金同等物	8,407,899,706 円

財務諸表：資料

令和７事業年度　附 属 明 細 書

１　出資者及び出資額の明細

（単位：百万円）

出　資　者	根拠法令	期首残高	当期増加額	期末残高
福岡県	地方道路公社法 第4条第2項	113,248	513	113,761
福岡市		84,219	429	84,648
北九州市		29,030	84	29,114
計		226,497	1,026	227,523

２　主な資産負債の明細

ア　長期借入金の明細

①　特別転貸債借入金　（単位：百万円）

借　　入　　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
福岡県	9,446	1,197	1,380	9,263
福岡市	8,286	1,001	1,190	8,098
北九州市	1,320	196	235	1,281
計	19,053	2,394	2,805	18,642

②　地方公共団体金融機構借入金　（単位：百万円）

借　　入　　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
地方公共団体金融機構	462	－	225	237

③　政府借入金　（単位：百万円）

借　　入　　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府借入金	15,130	1,710	2,181	14,659
無利子（貸付金償還政府）借入金	－	－	－	－
社会資本整備事業政府借入金	1,622	－	1,132	490
計	16,752	1,710	3,312	15,149

④　証書借入金　（単位：百万円）

借入年月日	借入額	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
令和 3年 3月22日	4,000	2,200	－	2,200	－
令和 4年 3月22日	600	420	－	90	330
令和 4年 3月22日	600	420	－	90	330
令和 5年 3月20日	1,000	850	－	150	700
令和 5年 3月20日	1,000	850	－	150	700
令和 6年 3月19日	447	447	－	67	380
令和 6年 3月19日	447	447	－	67	380
令和 7年 3月19日	753	753	－	－	753
令和 7年 3月19日	753	753	－	－	753
令和 8年 3月17日	1,595	－	1,595	－	1,595
令和 8年 3月17日	1,595	－	1,595	－	1,595
計	12,790	7,140	3,190	2,814	7,516

⑤　設立団体長期借入金　（単位：百万円）

借　　入　　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
福岡県	15,000	－	－	15,000
北九州市	13,800	－	－	13,800
計	28,800	－	－	28,800

イ　債券の明細

銀行等引受債・公募債　　（単位：百万円）

銘柄	発行総額	償還額			未償還額
		前期末	当期分	計	
第１１２回　公募債	20,000	20,000	－	20,000	－
第１１３回　〃	10,000	－	－	－	10,000
第１１４回　銀行等引受債	16,500	16,500	－	16,500	－
１９年度小計	46,500	36,500	－	36,500	10,000
第１１５回　公募債	10,000	10,000	－	10,000	－
第１１６回　〃	10,000	10,000	－	10,000	－
第１１７回　〃	10,000	－	－	－	10,000
第１１８回　銀行等引受債	19,800	19,800	－	19,800	－
２０年度小計	49,800	39,800	－	39,800	10,000
第１１９回　公募債	10,000	10,000	－	10,000	－
第１２０回　〃	10,000	10,000	－	10,000	－
第１２１回　〃	10,000	－	－	－	10,000
第１２２回　銀行等引受債	8,200	8,200	－	8,200	－
２１年度小計	38,200	28,200	－	28,200	10,000
第１２３回　公募債	10,000	10,000	－	10,000	－
第１２４回　〃	20,000	－	20,000	20,000	－
第１２５回　銀行等引受債	5,000	5,000	－	5,000	－
２２年度小計	35,000	15,000	20,000	35,000	－
第１２６回　公募債	10,000	10,000	－	10,000	－
第１２７回　〃	15,000	－	－	－	15,000
第１２８回　銀行等引受債	5,400	5,400	－	5,400	－
２３年度小計	30,400	15,400	－	15,400	15,000
第１２９回　公募債	10,000	10,000	－	10,000	－
第１３０回　〃	10,000	－	－	－	10,000
第１３１回　銀行等引受債	5,000	5,000	－	5,000	－
２４年度小計	25,000	15,000	－	15,000	10,000
第１３２回　公募債	10,000	10,000	－	10,000	－
第１３３回　〃	12,000	－	－	－	12,000
第１３４回　銀行等引受債	5,400	5,400	－	5,400	－
２５年度小計	27,400	15,400	－	15,400	12,000
第１３５回　公募債	7,000	7,000	－	7,000	－
第１３６回　〃	7,000	－	－	－	7,000
第１３７回　〃	13,000	－	－	－	13,000
第１３８回　銀行等引受債	5,500	5,500	－	5,500	－
２６年度小計	32,500	12,500	－	12,500	20,000
第１３９回　公募債	6,000	－	6,000	6,000	－
第１４０回　〃	5,000	－	－	－	5,000
第１４１回　〃	12,000	－	12,000	12,000	－
第１４２回　〃	5,000	－	－	－	5,000
第１４３回　〃	10,000	－	－	－	10,000
２７年度小計	38,000	－	18,000	18,000	20,000
第１４４回　公募債	7,500	－	－	－	7,500
第１４５回　〃	8,500	－	－	－	8,500
第１４６回　〃	10,000	－	－	－	10,000
第１４７回　〃	8,000	－	－	－	8,000
第１４８回　〃	8,000	－	－	－	8,000
２８年度小計	42,000	－	－	－	42,000
第１４９回　公募債	11,000	－	－	－	11,000
第１５０回　〃	6,000	－	－	－	6,000
第１５１回　〃	9,000	－	－	－	9,000
２９年度小計	26,000	－	－	－	26,000
第１５２回　公募債	15,500	－	－	－	15,500
第１５３回　〃	5,000	－	－	－	5,000
第１５４回　〃	8,000	－	－	－	8,000
３０年度小計	28,500	－	－	－	28,500
第１５５回　公募債	15,000	－	－	－	15,000
第１５６回　〃	4,000	－	－	－	4,000
第１５７回　〃	5,000	－	－	－	5,000
元年度小計	24,000	－	－	－	24,000
第１５８回　公募債	7,000	－	－	－	7,000
第１５９回　〃	5,000	－	－	－	5,000
第１６０回　〃	5,000	－	－	－	5,000
２年度小計	17,000	－	－	－	17,000
第１６１回　公募債	4,000	－	－	－	4,000
３年度小計	4,000	－	－	－	4,000
第１６２回　公募債	5,000	－	－	－	5,000
第１６３回　〃	2,000	－	－	－	2,000
４年度小計	7,000	－	－	－	7,000
第１６４回　公募債	2,500	－	－	－	2,500
５年度小計	2,500	－	－	－	2,500
第１６５回　公募債	5,200	－	－	－	5,200
第１６６回　〃	1,800	－	－	－	1,800
第１６７回　〃	1,100	－	－	－	1,100
第１６８回　〃	1,200	－	－	－	1,200
第１６９回　〃	1,700	－	－	－	1,700
７年度小計	11,000	－	－	－	11,000
合計	484,800	177,800	38,000	215,800	269,000

ウ　引当金及び特別法上の引当金等の明細

（単位：百万円）

内　　訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給与引当金	220	42	23	238
道路事業損失補てん引当金	38,663	2,801	－	41,465
（福岡高速）	24,490	2,028	－	26,518
（北九州高速）	14,173	773	－	14,947
ＥＴＣﾏｲﾚｰｼﾞ引当金	143	4	－	147
（福岡高速）	107	3	－	110
（北九州高速）	36	1	－	37
償還準備金	691,058	33,744	－	724,802
（福岡高速）	546,598	26,057	－	572,655
（北九州高速）	144,460	7,687	－	152,147

エ　資産の明細

①　現金・預金　（単位：百万円）

内　　訳	期末残高
現　　金	28
預　　金	8,380
計	8,408

②　未収金　（単位：百万円）

内　　訳	期末残高
高速道路料金収入	5,984
その他	1,795
計	7,779

③　事業資産　（単位：百万円）

内　　訳	期首残高	当期増減額	期末残高	備　考
福岡高速道路	911,692	12,933	924,625	営業中路線　総延長59.3km
北九州高速道路	383,912	2,696	386,608	営業中路線　総延長52.2km
計	1,295,604	15,629	1,311,233	

④　事業資産建設仮勘定　（単位：百万円）

内　　訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備　考
福岡高速道路建設仮勘定	8,721	5,726	－	14,447	福岡高速３号線延伸
北九州高速道路建設仮勘定	14	1,121	1,090	45	北九州高速５号線延伸
計	8,735	6,847	1,090	14,492	

⑤　その他の主な資産　（単位：百万円）

内　　訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備　考
繰延資産	461	－	54	407	債券発行差金、 証書借入金諸費

オ　負債の明細

①　短期借入金　（単位：百万円）

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
福岡銀行	－	－	－	－
計	－	－	－	－

② 未払金 （単位：百万円）

内　　訳	期末残高	内　　容
建設・改築事業費	973	145 件
維持改良費	9,034	144 件
業務管理費	989	207 件
その他	275	99 件
計	11,271	595 件

③ 未払費用 （単位：百万円）

内　　訳	期末残高	内　　容
未払利息	354	債券の未払経過利息
〃	9	長期借入金の未払経過利息
計	363	

④ その他の主な負債 （単位：百万円）

内　　訳	期末残高	内　　容
資産見返交付金	6,889	設立団体等補助金
計	6,889	

3　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

（単位：百万円）

科　　目	期首取得価格残高	当期取得価格		期末取得価格残高	前期までの償却済額	当期減価償却費		当期末減価償却済額	差引資産期末残高
		増加額	減少額			増加額	減少額		
（有形固定資産）									
建物	3,768	42	2	3,809	2,607	67	2	2,673	1,136
構築物	237	－	－	237	216	5	－	221	17
機械・装置	66	－	1	65	60	2	1	60	5
車両・運搬具	185	50	15	220	61	32	12	81	140
工具・器具・備品	123	5	1	127	110	3	1	112	16
土地	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（有形固定資産）	4,381	98	19	4,459	3,053	109	16	3,146	1,313
（無形固定資産）									
電話加入権	6	－	－	6	－	－	－	－	6
ソフトウェア	1,601	7	133	1,475	1,258	112	133	1,237	239
その他の無形固定資産	1	－	－	1	1	－	－	1	－
（無形固定資産）	1,609	7	133	1,483	1,260	112	133	1,238	245
計	5,990	105	152	5,942	4,313	221	149	4,384	1,558

4　子会社及び関連会社の株式の明細
該当なし

5　出資先団体に対する出資金の明細
該当なし

6　関係会社に対する債権及び債務の明細
該当なし

7　国庫補助金等の明細
該当なし

8　主な費用及び収益の明細

ア　役員及び職員の給与費の明細

（単位：百万円）

内　　訳	
役　　員	61
職　　員	1,406
法定福利費	288
計	1,755

イ　関連公益法人の基本財産に対する出えん、寄付等の明細
該当なし

ウ　その他の費用及び収益の明細

①　その他の主な費用

事業資産管理費明細　（単位：百万円）

内　　訳	維持修繕費	業務管理費	その他	合　計
（福岡高速）				
道路管理費	8,627	5,468	74	14,169
駐車場管理費	15	100	－	115
小　計	8,642	5,568	74	14,284
（北九州高速）				
道路管理費	3,660	3,227	37	6,923
駐車場管理費	6	46	－	53
小　計	3,666	3,273	37	6,976
合　計	12,308	8,841	110	21,260

一般管理費　（単位：百万円）

内　　訳	一般管理費		退職給与引当金繰入	減価償却費	合　計
	人件費	物件費			
一般管理費	1,759	380	42	221	2,402

②　その他の主な収益　（単位：百万円）

内　　訳	現金	ＥＴＣ等	合　計
（福岡高速）			
道路料金収入	3,937	40,859	44,796
駐車場料金収入	166	－	166
小　計	4,103	40,859	44,963
（北九州高速）			
道路料金収入	1,898	15,140	17,038
駐車場料金収入	108	－	108
小　計	2,006	15,140	17,146
合　計	6,109	56,000	62,109